

半 期 報 告 書

(第69期中) 自 平成27年 4 月 1 日
至 平成27年 9 月 30 日

三井生命保険株式会社

(E03852)

第69期中（自平成27年4月1日 至平成27年9月30日）

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

三井生命保険株式会社

目 次

	頁
第69期中 半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【業績等の概要】	5
2 【生産、受注及び販売の状況】	11
3 【対処すべき課題】	11
4 【事業等のリスク】	11
5 【経営上の重要な契約等】	11
6 【研究開発活動】	14
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	14
第3 【設備の状況】	23
1 【主要な設備の状況】	23
2 【設備の新設、除却等の計画】	23
第4 【提出会社の状況】	24
1 【株式等の状況】	24
2 【株価の推移】	31
3 【役員の状況】	32
第5 【経理の状況】	33
1 【中間連結財務諸表等】	34
2 【中間財務諸表等】	67
第6 【提出会社の参考情報】	82
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	83

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年12月9日

【中間会計期間】 第69期中(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

【会社名】 三井生命保険株式会社

【英訳名】 MITSUI LIFE INSURANCE COMPANY LIMITED

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 有末 真哉

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町二丁目1番1号
(上記は登記上の本店所在地であり、本社業務は下記「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】 03-6831-8000 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員主計部長 稲荷 隆由紀

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区青海一丁目1番20号

【電話番号】 03-6831-8000 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員主計部長 稲荷 隆由紀

【縦覧に供する場所】 金融商品取引法の規定による備置場所はありません。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第67期中	第68期中	第69期中	第67期	第68期
会計期間	自 平成25年 4月1日 至 平成25年 9月30日	自 平成26年 4月1日 至 平成26年 9月30日	自 平成27年 4月1日 至 平成27年 9月30日	自 平成25年 4月1日 至 平成26年 3月31日	自 平成26年 4月1日 至 平成27年 3月31日
保険料等収入 (百万円)	270,509	271,082	259,256	544,902	545,150
資産運用収益 (百万円)	142,481	107,512	84,613	266,276	228,038
保険金等支払金 (百万円)	289,257	269,963	335,141	598,375	556,747
経常利益 (百万円)	19,391	27,890	26,171	38,454	50,791
契約者配当準備金繰入額 (百万円)	7,559	7,809	8,183	16,063	17,069
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益 (百万円)	9,261	13,563	17,299	12,983	10,085
中間包括利益又は 包括利益 (百万円)	13,930	54,037	△14,552	28,376	115,361
純資産額 (百万円)	335,885	398,034	444,806	344,238	459,359
総資産額 (百万円)	7,224,446	7,347,456	7,380,557	7,223,955	7,434,864
1株当たり純資産額 (円)	598.57	733.41	834.88	616.69	866.46
1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	20.09	29.43	37.53	28.17	21.88
潜在株式調整後 1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	15.51	22.71	28.96	21.74	16.89
自己資本比率 (%)	4.65	5.42	6.03	4.77	6.18
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△30,264	△5,242	△55,755	△46,783	777
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	6,704	8,728	149,433	52,196	67,245
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△0	△0	△12,000	△0	△0
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (百万円)	350,541	382,634	528,042	379,185	446,702
従業員数(内務職員) 〔外、平均契約社員数〕 (営業職員) (名)	3,543 [1,380] 7,398	3,376 [1,235] 6,843	3,078 [1,057] 7,237	3,427 [1,348] 6,832	3,128 [1,195] 6,957

- (注) 1 保険料等収入、資産運用収益、保険金等支払金には消費税等は含まれておりません。
- 2 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、第69期中間連結会計期間より、「中間(当期)純利益」を「親会社株主に帰属する中間(当期)純利益」としております。
- 3 1株当たり純資産額の計算にあたっては、A種株式(1株当たりの払込金額100,000円)については普通株式と同等の株式として取り扱うこととしており、A種株式の中間連結会計期間末(連結会計年度末)の株式数に調整後A種株式調整比率200を乗じた株式数を含め、中間連結会計期間末(連結会計年度末)の純資産の部の合計額からB種株式の払込金額を控除し1株当たり純資産額を算定しております。
- 4 1株当たり中間(当期)純利益の計算にあたっては、A種株式については普通株式と同等の株式として取り扱うこととしており、A種株式の期中平均株式数に調整後A種株式調整比率200を乗じた株式数を含めて算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第67期中	第68期中	第69期中	第67期	第68期
会計期間	自 平成25年 4月1日 至 平成25年 9月30日	自 平成26年 4月1日 至 平成26年 9月30日	自 平成27年 4月1日 至 平成27年 9月30日	自 平成25年 4月1日 至 平成26年 3月31日	自 平成26年 4月1日 至 平成27年 3月31日
保険料等収入 (百万円)	270,509	271,082	259,256	544,902	545,150
資産運用収益 (百万円)	142,268	107,538	84,742	266,083	228,053
保険金等支払金 (百万円)	289,257	269,963	335,141	598,375	556,747
経常利益 (百万円)	19,202	27,854	26,215	38,345	50,688
契約者配当準備金繰入額 (百万円)	7,559	7,809	8,183	16,063	17,069
中間(当期)純利益 (百万円)	9,204	13,545	17,355	12,917	9,997
資本金 (百万円)	167,280	167,280	167,280	167,280	167,280
発行済株式総数 (千株)	普通株式 295,807 A種株式 1,084 B種株式 600	普通株式 295,807 A種株式 1,084 B種株式 600	普通株式 295,807 A種株式 1,084 B種株式 600	普通株式 295,807 A種株式 1,084 B種株式 600	普通株式 295,807 A種株式 1,084 B種株式 600
純資産額 (百万円)	335,166	402,298	447,238	349,602	462,803
総資産額 (百万円)	7,223,212	7,346,247	7,379,334	7,222,817	7,433,615
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	4.64	5.48	6.06	4.84	6.23
従業員数(内務職員) 〔外、平均契約社員数〕 (営業職員) (名)	3,535 [1,359] 7,398	3,367 [1,213] 6,843	3,070 [1,035] 7,237	3,415 [1,327] 6,832	3,121 [1,173] 6,957

(注) 1 保険料等収入、資産運用収益、保険金等支払金には消費税等は含まれておりません。

2 中間連結財務諸表を作成しており、中間財務諸表に1株当たり純資産額、1株当たり中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益を注記していないため、1株当たり純資産額、1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の記載を省略しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成27年9月30日現在

事業部門の名称	従業員数(名)
保険及び保険関連事業	10,192[1,012]
資産運用関連事業	118[24]
総務・事務代行等関連事業	5[21]
合計	10,315[1,057]

- (注) 1 従業員数は、就業人員数(当社及び連結子会社から当社及び連結子会社外への出向者を除き、当社及び連結子会社外から当社及び連結子会社への出向者を含む。)であり、また、内務担当職・パートタイマー等の契約社員を除いております。
- 2 契約社員数は[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。なお、契約社員数には、内務担当職・パートタイマー等の契約社員を含み、派遣社員を除いております。
- 3 当社グループは、単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数及び契約社員数を記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成27年9月30日現在

区分	従業員数(名)
内務職員	3,070[1,035]
営業職員	7,237

- (注) 1 従業員数は、就業人員数(当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む。)であり、また、内務担当職・パートタイマー等の契約社員を除いております。
- 2 契約社員数は[]内に当中間会計期間の平均人員を外数で記載しております。なお、契約社員数には、内務担当職・パートタイマー等の契約社員を含み、派遣社員を除いております。

(3) 労働組合の状況

平成27年9月30日現在

名称	組合員数(名)	労使間の状況
三井生命労働組合	9,969	労使間に特記事項なし

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間のわが国経済は、新興国の景気減速により輸出の落ち込みが見られましたが、企業収益の改善から設備投資が緩やかな増加基調にあるほか、雇用・所得環境の改善により個人消費も底堅く推移しました。

生命保険業界におきましては、少子高齢化の一層の進行やライフスタイルの変化等により、生命保険に対するニーズは多様化していることから、各社が新商品の開発やお客さま向けサービスの充実に取り組む動きが見られ、また、銀行窓販、来店型店舗、インターネット専業会社といった販売チャネル間の競争も激しくなっております。

このような事業環境にあつて、当中間連結会計期間の業績動向につきましては、経常収益は4,537億円(前中間連結会計期間比+15.2%)、そのうち保険料等収入は2,592億円(同△4.4%)、資産運用収益は846億円(同△21.3%)となりました。これに対し、経常費用は4,275億円(同+16.8%)、そのうち保険金等支払金は3,351億円(同+24.1%)、資産運用費用は286億円(同△8.6%)、事業費は470億円(同△3.3%)となりました。この結果、経常利益は261億円(同△6.2%)となり、特別利益61億円(同+6,607.0%)、特別損失21億円(同△66.6%)、契約者配当準備金繰入額81億円(同+4.8%)及び法人税等合計46億円(同+6,762.7%)を加減した上で、親会社株主に帰属する中間純利益は172億円(同+27.5%)となりました。

[保険引受業務]

<年換算保険料>

当中間連結会計期間の個人保険及び個人年金保険の新契約年換算保険料(転換による純増加を含みます。以下同じ。)は、個人年金保険の減少等により、前中間連結会計期間に比べ9億円減少し、158億円(前中間連結会計期間比△5.7%)となりました。なお、医療保障・生前給付保障等は4億円増加し、51億円(同+10.7%)となりました。

当中間連結会計期間末の個人保険及び個人年金保険の保有契約年換算保険料は、解約・失効や満期等による減少が新契約による増加を上回ったため、前連結会計年度末に比べ71億円減少し、5,048億円(前連結会計年度末比△1.4%)となりました。このうち、個人保険は25億円減少し、3,726億円(同△0.7%)、個人年金保険は46億円減少し、1,321億円(同△3.4%)、医療保障・生前給付保障等は6億円増加し、1,260億円(同+0.5%)となりました。

<新契約高・保有契約高等>

当中間連結会計期間の個人保険及び個人年金保険の保障額ベースの新契約高(転換による純増加を含みます。以下同じ。)は、総合保障型商品(ベクトルX)の販売が好調に推移したこと等により、前中間連結会計期間に比べ542億円増加し、5,565億円(前中間連結会計期間比+10.8%)となりました。

解約・失効高(復活控除前)は、「安心さぼーと活動」の展開等、お客さまとのコミュニケーション強化に取り組んだ結果、前中間連結会計期間に比べ540億円減少し、5,938億円となりました。解約・失効率(復活控除前)は、前中間連結会計期間に比べ0.11ポイント改善し、2.64%となりました。

当中間連結会計期間末の個人保険及び個人年金保険の保障額ベースの保有契約高は、解約・失効や満期等による減少が新契約高による増加を上回ったため、前連結会計年度末に比べ5,020億円減少し、22兆3,459億円(前連結会計年度末比△2.2%)となりました。

団体保険の保有契約高は、前連結会計年度末に比べ779億円増加し、13兆6,588億円(前連結会計年度末比+0.6%)となりました。団体年金保険の責任準備金は、前連結会計年度末に比べ134億円減少し、8,141億円(同△1.6%)となりました。

<保険料等収入・保険金等支払金>

保険料等収入は、予定利率の引下げ等により個人保険(一時払)の新契約が減少したこと等により、前中間連結会計期間に比べ118億円減少し、2,592億円(前中間連結会計期間比△4.4%)となりました。

保険金等支払金は、一時金支払に伴う給付金が増加したこと等により、前中間連結会計期間に比べ651億円増加し、3,351億円(同+24.1%)となりました。

① 年換算保険料

(a) 新契約

区分	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	
	金額(百万円)	金額(百万円)	前年同期比(%)
個人保険	13,498	13,500	100.0%
個人年金保険	3,323	2,354	70.8%
合計	16,821	15,854	94.3%
うち医療保障・生前給付保障等	4,657	5,153	110.7%

(b) 保有契約

区分	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)	
	金額(百万円)	金額(百万円)	前年度比(%)
個人保険	375,166	372,662	99.3%
個人年金保険	136,830	132,160	96.6%
合計	511,997	504,823	98.6%
うち医療保障・生前給付保障等	125,440	126,055	100.5%

- (注) 1 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額であります(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額。)
- 2 医療保障・生前給付保障等については、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む。)等に該当する部分の年換算保険料を計上しております。
- 3 新契約には、転換による純増加を含んでおります。

② 新契約高、保有契約高等

(a) 新契約高

区分	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)				当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)					
	件数 (千件)	金額(百万円)			件数 (千件)	前年 同期比 (%)	金額(百万円)			
		合計	新契約	転換による 純増加			合計	前年 同期比 (%)	新契約	転換による 純増加
個人保険	78	421,408	512,220	△90,812	83	105.8	499,276	118.5	569,982	△ 70,705
個人年金保険	9	80,929	82,170	△1,241	7	78.9	57,300	70.8	58,598	△ 1,298
個人保険＋ 個人年金保険	87	502,338	594,391	△92,053	90	103.1	556,576	110.8	628,580	△ 72,003
団体保険	—	35,386	35,386	—	—	—	166,205	469.7	166,205	—
団体年金保険	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1 件数は、新契約に転換後契約を加えた数値であります。
 2 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資であります。
 3 新契約の団体年金保険の金額は第1回収入保険料であります。

(b) 保有契約高

区分	前連結会計年度 (平成27年3月31日)		当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)			
	件数 (千件)	金額 (百万円)	件数 (千件)	前年度末比 (%)	金額 (百万円)	前年度末比 (%)
個人保険	2,158	20,413,449	2,147	99.5	19,977,748	97.9
個人年金保険	480	2,434,483	469	97.7	2,368,181	97.3
個人保険＋ 個人年金保険	2,638	22,847,933	2,617	99.2	22,345,930	97.8
団体保険	—	13,580,918	—	—	13,658,848	100.6
団体年金保険	—	827,583	—	—	814,164	98.4

- (注) 1 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものであります。
 2 団体年金保険については、責任準備金の金額であります。

(c) 解約・失効高、解約・失効率(個人保険＋個人年金保険)

区分	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
解約・失効高(百万円)	647,849	593,800
解約・失効率(%)	2.75	2.64

- (注) 解約・失効の数値は失効後復活契約を失効と相殺せずに算出しております。

③ 保険料等収入明細表

区分	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
個人保険	188,251	178,263
個人年金保険	26,829	24,216
団体保険	21,482	21,569
団体年金保険	28,282	28,214
その他	6,028	6,285
小計	270,874	258,548
再保険収入	207	707
計	271,082	259,256

(注) その他は、財形保険、財形年金保険、医療保障保険、就業不能保障保険、受再保険の合計であります。

④ 保険金等支払金明細表

前中間連結会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

区分	保険金	年金	給付金	解約返戻金	その他返戻金	再保険料	合計
	金額(百万円)						
個人保険	85,007	—	20,897	52,863	813	—	159,581
個人年金保険	15	28,409	19,244	11,185	177	—	59,031
団体保険	10,227	305	23	11	—	—	10,568
団体年金保険	—	11,765	18,726	1,507	1,486	—	33,486
その他	2,752	905	349	2,779	0	—	6,787
小計	98,003	41,386	59,241	68,346	2,477	—	269,454
再保険	—	—	—	—	—	508	508
計	98,003	41,386	59,241	68,346	2,477	508	269,963

(注) その他は、財形保険、財形年金保険、医療保障保険、就業不能保障保険、受再保険の合計であります。

当中間連結会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

区分	保険金	年金	給付金	解約返戻金	その他返戻金	再保険料	合計
	金額(百万円)						
個人保険	87,098	—	20,571	52,104	799	—	160,573
個人年金保険	3	32,648	65,888	15,083	202	—	113,825
団体保険	10,062	283	25	7	—	—	10,378
団体年金保険	—	11,624	17,904	1,734	11,513	—	42,777
その他	3,668	874	294	2,115	0	—	6,953
小計	100,832	45,430	104,684	71,044	12,516	—	334,509
再保険	—	—	—	—	—	632	632
計	100,832	45,430	104,684	71,044	12,516	632	335,141

(注) その他は、財形保険、財形年金保険、医療保障保険、就業不能保障保険、受再保険の合計であります。

〔資産運用業務〕

当中間連結会計期間末の運用資産^(注1)は、前連結会計年度末に比べ577億円減少し7兆2,860億円(前連結会計年度末比△0.8%)となりました。

当中間連結会計期間は、現状の低金利環境を踏まえ、ALM(資産と負債の統合的管理)を目的とする国内公社債の積み増しについては、抑制しました。一方で、国内公社債に比べ、相対的に金利水準が高い外国公社債の残高を積み増しました。

資産運用収益は、前中間連結会計期間に比べ228億円減少し、846億円(前中間連結会計期間比△21.3%)となりました。良好な市場環境の下、有価証券売却益が73億円増加し、205億円(同+55.5%)となったものの、為替差益^(注2)が53億円減少し、44億円(同△54.6%)となったこと、特別勘定資産運用益が248億円減少し、特別勘定資産運用損に転じたこと等が主な要因です。

資産運用費用は、前中間連結会計期間に比べ26億円減少し、286億円(同△8.6%)となりました。前述の通り、特別勘定資産運用損(108億円)が発生した一方で、為替や国内外株式のヘッジに係る収益の改善により、金融派生商品費用が131億円減少し、116億円(同△53.1%)となったこと等が主な要因です。

以上の結果、当中間連結会計期間の資産運用関係損益(資産運用収益と資産運用費用との差額)は、前中間連結会計期間に比べ202億円減少(うち、特別勘定資産運用損益^(注3)で357億円減少)し、560億円となりました。

(注1) 運用資産とは、預貯金、コールローン、買入金銭債権、金銭の信託、有価証券、貸付金、不動産の残高の合計を指します。

(注2) その他有価証券に属する外貨建債券の為替換算差額については、外国通貨による時価を決算時の為替相場で換算した金額のうち、外国通貨による時価の変動に係る換算差額以外の金額を為替差益(損)として処理しております。また、外貨建債券の為替ヘッジに係る損益は金融派生商品収益(費用)として処理しております。従いまして、決算時の為替相場によって為替差損益、金融派生商品収益(費用)が変動することになりますが、外貨建債券の為替換算差額に係る為替差損益と為替ヘッジに係る金融派生商品収益(費用)については、相殺し合う方向で変動します。

(注3) 特別勘定資産運用損益は、全て責任準備金繰入額(戻入額)に反映されるため、経常利益に影響を与えません。

① 運用資産

当中間連結会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

区分	前連結会計年度末残高	当中間連結会計期間末残高	増減額
	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預貯金	156,688	155,028	△ 1,660
コールローン	290,000	373,000	83,000
買入金銭債権	19,138	17,336	△ 1,801
金銭の信託	200	200	—
有価証券	5,208,663	5,123,395	△ 85,267
貸付金	1,422,647	1,374,323	△ 48,324
不動産	246,512	242,800	△ 3,712
計	7,343,850	7,286,084	△ 57,765
対総資産比率(%)	98.8	98.7	—

(注) 増減額には資産の評価及び減価償却によるものを含んでおります。

② 資産運用収益

区分	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
利息及び配当金等収入	59,155	59,140
金銭の信託運用益	0	0
有価証券売却益	13,206	20,539
為替差益	9,755	4,425
貸倒引当金戻入額	74	8
その他運用収益	443	499
特別勘定資産運用益	24,876	—
合計	107,512	84,613

③ 資産運用費用

区分	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
支払利息	3,127	3,150
有価証券売却損	463	129
有価証券評価損	31	122
金融派生商品費用	24,803	11,630
賃貸用不動産等減価償却費	1,430	1,559
その他運用費用	1,431	1,186
特別勘定資産運用損	—	10,829
合計	31,287	28,609

(2) キャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、前中間連結会計期間に比べ505億円減少(支出の増加)し、557億円の支出(前中間連結会計期間は52億円の支出)となりました。主な減少要因は、変額年金保険の一部契約の年金開始等に伴い、個人年金保険に係る給付金(一時金)支払が増加したこと等により、保険金等支払金が前中間連結会計期間に比べ651億円増加したこと等であります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、前中間連結会計期間から1,407億円増加し、1,494億円の収入(前中間連結会計期間は87億円の収入)となりました。主な増加要因は、有価証券の取得及び売却・償還による収支が前中間連結会計期間に比べ1,160億円増加したこと等であります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、借入金の返済により、前中間連結会計期間に比べ119億円減少し、120億円の支出(前中間連結会計期間は0億円の支出)となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は、前連結会計年度末に比べ813億円増加し、5,280億円となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

生命保険業における業務の特殊性により、該当する情報がないため記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

当社と日本生命保険相互会社（以下「日本生命」という。）は、互いを最良のパートナーと認識した上で、両社の事業運営の自主性・ブランドを尊重するとともに、それぞれの沿革・アイデンティティに配慮することを前提として、平成27年9月11日付で、経営統合に関する基本合意書を締結いたしました。その後、両社の経営統合（以下「本統合」という。）の実現に向けた協議・検討を重ね、①両社で協力し、強みを持つ営業職員領域を更に強化・発展させること、②多様化するお客様のニーズに機動的に対応するため、適正な引受態勢を構築・維持した上で、銀行窓販や代理店領域において適切な商品供給が可能なチャンネル・基盤を両社が協力して構築すること、③①及び②以外にも相互に協力し、知見を共有し、シナジーを発揮することでグループとして成長することを目的とした本統合及び本統合後の方針に関し、平成27年11月6日付で本統合に関する最終契約書である統合契約書（以下「本統合契約」という。）を締結いたしました。

4 【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書の「事業等のリスク」に記載した他社との提携関係に関するリスクについて、当社と日本生命との経営統合に関する記載を反映しております。

本項における将来に関する事項は、当半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。また、以下の見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書における項目番号に対応するものです。

13 他社との提携関係に関するリスクについて

当社及び日本生命は、上記 3【対処すべき課題】に記載のとおり、平成27年11月6日付で、本統合契約を締結いたしました。本統合契約に基づく本統合については、当半期報告書提出日現在、日本生命による本公開買付け（下記 5【経営上の重要な契約等】にて定義される。以下同じ。）が実施されているところ、買付予定数の下限に満つる株券等が応募されない場合その他の本公開買付けの条件が満たされない場合には、本公開買付けが成立せず、その結果、本統合が実現しない可能性があります。また、本公開買付けが成立し、本統合が実現した場合においても、意図したシナジーその他の本統合による効果が得られない可能性があります。

本統合のほか、当社グループは、生命保険業界の内外を問わず、多くの会社と事業戦略上の提携をしています。当社グループの提携先に財政その他の事業上の問題が発生した場合、提携先が戦略目標を変更した場合や当社グループを提携相手として適切でないと考えようになった場合には、提携の継続が困難となる可能性があります。その結果、当社グループが重要な提携を維持できない場合、当社グループの事業に重大な悪影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

（日本アイ・ビー・エム株式会社とのシステム受託サービス契約）

当中間連結会計期間において、契約期間を更新した重要な契約は、次のとおりであります。

会社名	提携先名	契約内容
当社	日本アイ・ビー・エム株式会社	○締結年月：平成27年4月 ○契約の名称：システム受託サービス契約 ○期間：5年間 ○趣旨 経営戦略をスピーディーにかつ確実に実現するための一環としてIT競争力向上及びコスト効率の改善を目的に、日本アイ・ビー・エム株式会社にシステム部門業務の大半部分をアウトソーシングする。今後より高度化が求められるシステムの機能を、外部の力を利用して長期・継続的に発展させていく「戦略的アウトソーシング」である。 ○概要(アウトソーシング内容) ・情報システム部門の構造改革(ITコスト効率化、柔軟性・対応力の強化) ・システム運用・開発の実施 ・合弁会社「エムエルアイ・システムズ株式会社」の業務運営

(日本生命との統合契約)

当社及び日本生命は、上記 3 [対処すべき課題] に記載のとおり、平成27年11月6日付で、本統合契約を締結いたしました。

本統合契約の概要は、次のとおりであります。

(1)本統合の目的等

当社と日本生命は、本統合契約において、互いを最良のパートナーと認識した上で、両社の事業運営の自主性・ブランドを尊重するとともに、それぞれの沿革・アイデンティティに配慮することを前提として、①両社で協力し、強みを持つ営業職員領域を更に強化・発展させること、②多様化するお客様のニーズに機動的に対応するため、適正な引受態勢を構築・維持した上で、銀行窓販や代理店領域において適切な商品供給が可能なチャネル・基盤を両社が協力して構築すること、③①及び②以外においても相互に協力し、知見を共有し、シナジーを発揮することでグループとして成長することを目的として経営統合を進めることに合意しております。

(2)本統合の方法・日程・条件

当社及び日本生命は、本統合契約において、(i)本統合のための取引の一環として、日本生命が、当社の発行済普通株式(以下「当社普通株式」という。)、A種株式及びB種株式(但し、当社が所有する自己株式を含まないものとし、以下、当社普通株式、A種株式及びB種株式を総称して「当社株式」という。)の全部を対象とする公開買付け(以下「本公開買付け」という。)を実施すること、(ii)本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの結果を踏まえ、日本生命が当社株式の全てを取得し、当社を日本生命の完全子会社とすることを目的とする手続(以下「本完全子会社化手続」という。)を実施すること、また、(iii)当社が日本生命の完全子会社となった後、当社と三井グループとの間での事業上の取引関係の維持・発展等を目的として、株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、三井物産株式会社及び三井不動産株式会社(以下「本統合後株主」という。)に対して当社普通株式の合計16%を譲渡すること、また、その他三井グループの会社に対して当社普通株式の合計1%程度を譲渡する方針であることについて合意しております。

本統合の日程は、次のとおりであります。

①	本統合契約締結	平成27年11月6日
②	本公開買付けの開始	平成27年11月9日
③	本公開買付けの終了	平成27年12月21日(予定)
④	本公開買付けの決済開始	平成27年12月29日(予定)
⑤	本完全子会社化手続の開始	④の後速やかに
⑥	本完全子会社化手続の効力発生	平成28年3月末頃まで(予定)

また、本公開買付けの主要な条件は、次のとおりであります。

- ①買付け等をする株券等の種類：当社の普通株式(但し、当社の保有する自己株式を含まない。)、A種株式(但し、当社の保有する自己株式を含まない。)、B種株式。
- ②買付け等の期間：平成27年11月9日から平成27年12月21日まで。
- ③買付け等の価格：普通株式1株につき、金560円。
A種株式1株につき、金112,000円。
B種株式1株につき、金127,273円。
- ④買付予定の株券等の数：下限：439,785,136株。
上限：なし。
- ⑤決済の開始日：平成27年12月29日。

なお、本統合契約において、当社は、当社の取締役会による、本公開買付けに賛同し、当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見表明決議（以下「本賛同表明決議」という。）を原則として変更又は撤回しないことに合意しておりますが、本賛同表明決議後の状況に応じて本賛同表明決議の変更又は撤回を行わないことが当社の取締役の善管注意義務違反を惹起する可能性があるとして当社が合理的に判断する場合には、当社は本賛同表明決議の変更又は撤回を行うことが可能とされております。

(3) 本統合に向けた誓約事項

本統合契約において、当社は、本公開買付けと抵触し又は抵触する可能性のある取引（以下「競合取引」という。）について、積極的にかかる取引に向けた申込みの誘引又は勧誘を行わないことに合意しておりますが、当社の株主にとって実質的に有利な条件による競合取引の提案が存するか又はこれが見込まれる場合で、当社の取締役の善管注意義務違反を惹起する可能性があるとして当社が合理的に判断する場合には、当社は、競合取引の提案者に対して情報提供又は協議を行うことが可能とされております。これに加えて、当社は、本統合契約締結以前に行っていたところと実質的に同一かつ通常の業務方法により、当社の業務の執行及び財産の管理運営を行うことに合意しております。

(4) 本統合後の経営方針等

上記「(2) 本統合の方法・日程・条件」に記載のとおり、当社及び日本生命は、本統合契約において、(i) 本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの結果を踏まえ、本完全子会社化手続を実施することを合意しており、また、(ii) 当社が日本生命の完全子会社となった後、当社と三井グループとの間での事業上の取引関係の維持・発展等を目的として、本統合後株主に対して当社普通株式の合計16%を譲渡すること、また、その他三井グループの会社に対して当社普通株式の合計1%程度を譲渡する方針であることについて合意しております。

本統合後の当社の現中期経営計画期間における事業戦略及び経営方針については、本統合契約で、日本生命は、当社の事業運営の自主性を尊重することに合意しており、主要な経営方針として、以下の内容を確認しております。

- (i) 日本生命及び当社の営業職員チャネルを維持・発展させるため、日本生命は、当社の営業職員チャネルの運営方針（主力商品の供給方針を含む。）を最大限尊重し、両社の拠点の統合等は行わないものとする。これに加え、日本生命及び当社は、営業職員チャネルの更なる強化・発展のために、相互商品供給による商品ラインナップの拡充等の協業を進め、営業職員チャネルの更なる成長に向けて取り組む。
- (ii) 日本生命及び当社は、上記(i)の基本方針を維持した上で、銀行窓販・代理店領域において適切な商品供給が可能な体制を、適正な引受態勢を構築・維持しながら、両社のリソースを活用し相互に協力のもと確立し、更なる顧客開拓・企業価値向上に向けて取り組む。
- (iii) 日本生命及び当社は、それぞれの現中期経営計画の達成に向けた努力及び本統合による両社のシナジー追求による、コスト構造の改善その他の企業価値向上策を通じて、グループ価値の最大化を目指す。
- (iv) 本統合後も、当社の従業員（営業職員を含む。）の雇用を維持し、また、原則として雇用条件及び処遇を不利益に変更することを行わない。

なお、当社の現中期経営計画期間の後の事業戦略等については、当社の沿革及びアイデンティティにも配慮した上で、上記の基本方針の見直しについて検討が行われるものとされております。

また、当社と日本生命は、本統合契約において、本統合に際して当社の商号及びブランドを変更しない方針であることを合意しております。

また、本統合契約においては、当社の事業運営の自主性が尊重されるものとされ、かかる観点から、本統合後の当社の経営について、平成28年4月1日付で以下のような体制を発足させることが合意されております。

- (i) 取締役は9名、監査役は5名とし、日本生命は当社の取締役5名を指定することができる。
- (ii) 当社出身者（本統合前において当社の役職員である者を意味する。以下同じ。）が、当社の取締役として3名選任されるものとし、また、当社の代表取締役のうち、1名は当社出身者とする。また、本統合後株主の役職員である者又は役職員であった者が1名社外取締役として選任される。

なお、上記（i）及び（ii）以外の当社の具体的なガバナンス体制は、本統合の目的の達成のために最適な当社のガバナンス体制について日本生命と当社の間で誠実に協議した上で決定し、本統合後の経営体制の変更にあたりては、当社の沿革・アイデンティティに配慮した上で、役員を選任その他の経営体制の変更を行うことで合意されております。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当中間連結会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、次のとおりであります。なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間連結財務諸表はわが国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して作成しております。その作成には経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の開示に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、これらの見積りについて過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の中間連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、第5【経理の状況】1【中間連結財務諸表等】(1)【中間連結財務諸表】【注記事項】の(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)に記載しておりますが、特に次の重要な会計方針及び見積りが中間連結財務諸表に大きな影響を及ぼすと考えております。

① 時価の算定方法

有価証券の一部及びデリバティブ取引は、時価をもって中間連結貸借対照表価額としております。時価は原則として市場価格に基づいて算定しておりますが、市場価格がない場合等においては将来キャッシュ・フローの現在価値等に基づく合理的な見積りによっております。なお、金融商品の時価の算定方法は、第5【経理の状況】1【中間連結財務諸表等】(1)【中間連結財務諸表】【注記事項】の(金融商品関係)に記載のとおりであります。

② 有価証券の減損処理

有価証券のうち、時価が著しく下落したものについては合理的な基準に基づいて減損処理を行っております。なお、有価証券の減損処理に係る基準は、第5【経理の状況】1【中間連結財務諸表等】(1)【中間連結財務諸表】【注記事項】の(有価証券関係)に記載のとおりであります。

③ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、債務者の状況に応じ、回収不能見積り額を計上しております。なお、貸倒引当金の計上基準は、第5【経理の状況】1【中間連結財務諸表等】(1)【中間連結財務諸表】【注記事項】の(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)に記載のとおりであります。

④ 繰延税金資産

繰延税金資産の回収可能性の判断に際して、将来の課税所得を合理的な見積りによって算定しております。

⑤ 責任準備金

保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てております。なお、責任準備金の積立方法は、第5〔経理の状況〕1〔中間連結財務諸表等〕(1)〔中間連結財務諸表〕〔注記事項〕の(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)に記載のとおりであります。

⑥ 退職給付費用及び退職給付債務

退職給付費用及び退職給付債務は、年金資産の長期期待運用収益率や将来の退職給付債務算出に用いる数理計算上の前提条件に基づいて算出しております。

⑦ 固定資産の減損処理

固定資産については、資産グループの回収可能価額が帳簿価額を下回った場合に、その差額について減損処理を行っております。回収可能価額は、使用価値又は正味売却価額から処分費用見込額を控除して算定する方法により、合理的に見積もっております。

(2) 経営成績の分析

① 経常収益

経常収益は、前中間連結会計期間に比べ598億円増加し、4,537億円(前中間連結会計期間比+15.2%)となりました。

その内訳は、保険料等収入2,592億円(同△4.4%)、資産運用収益846億円(同△21.3%)、その他経常収益1,098億円(同+619.2%)となっております。

a 保険料等収入

保険料等収入は、予定利率の引下げ等により個人保険(一時払)の新契約が減少したこと等により、前中間連結会計期間に比べ118億円減少し、2,592億円(同△4.4%)となりました。

b 資産運用収益

資産運用収益は、前中間連結会計期間は特別勘定資産運用益を計上したものの、当中間連結会計期間は金融環境の影響により特別勘定資産運用損となったこと等により、前中間連結会計期間に比べ228億円減少し、846億円(同△21.3%)となりました。

c その他経常収益

その他経常収益は、前中間連結会計期間において責任準備金繰入額を計上しましたが、当中間連結会計期間は責任準備金戻入額に転じたこと等により、前中間連結会計期間に比べ946億円増加し、1,098億円(同+619.2%)となりました。

② 経常費用

経常費用は、前中間連結会計期間に比べ616億円増加し、4,275億円(前中間連結会計期間比+16.8%)となりました。

その内訳は、保険金等支払金3,351億円(同+24.1%)、資産運用費用286億円(同△8.6%)、事業費470億円(同△3.3%)、その他経常費用154億円(同+2.4%)等となっております。

a 保険金等支払金

保険金等支払金は、変額年金保険の一部契約の年金開始等に伴い、個人年金保険に係る給付金(一時金)支払が増加したこと等により、前中間連結会計期間に比べ651億円増加し、3,351億円(同+24.1%)となりました。

b 資産運用費用

資産運用費用は、金融派生商品費用が減少したこと等により、前中間連結会計期間に比べ26億円減少し、286億円(同△8.6%)となりました。

c 事業費

事業費は、前中間連結会計期間に比べ16億円減少し、470億円(同△3.3%)となりました。

d その他経常費用

その他経常費用は、前中間連結会計期間と同水準の154億円(同+2.4%)となりました。

③ 経常利益

以上の結果、経常利益は、前中間連結会計期間に比べ17億円減少し、261億円(前中間連結会計期間比△6.2%)となりました。

④ 特別利益・特別損失

特別利益は61億円(前中間連結会計期間比+6,607.0%)、特別損失は21億円(同△66.6%)となりました。

a 特別利益

特別利益は、不動産売却に伴う固定資産等処分益を計上したこと等により、前中間連結会計期間に比べ60億円増加し、61億円(同+6,607.0%)となりました。

b 特別損失

特別損失は、前中間連結会計期間に実施した早期退職優遇制度に伴う退職加算金等の支払いがなくなったこと等により、前中間連結会計期間に比べ43億円減少し、21億円(同△66.6%)となりました。

⑤ 契約者配当準備金繰入額

契約者配当準備金繰入額は、前中間連結会計期間に比べ3億円増加し、81億円(前中間連結会計期間比+4.8%)となりました。

⑥ 法人税等合計

法人税等合計は、前中間連結会計期間に比べ45億円増加し、46億円(前中間連結会計期間比+6,762.7%)となりました。

⑦ 親会社株主に帰属する中間純利益

以上の結果、親会社株主に帰属する中間純利益は、前中間連結会計期間に比べ37億円増加し、172億円(前中間連結会計期間比+27.5%)となりました。

(3) 財政状態の分析

① 資産の部

資産の部合計は、前連結会計年度末に比べ543億円減少し、7兆3,805億円(前連結会計年度末比 $\Delta 0.7\%$)となりました。主な資産については、有価証券が前連結会計年度末に比べ852億円減少し、5兆1,233億円となり、また、貸付金が前連結会計年度末に比べ483億円減少し、1兆3,743億円となりました。

② 負債の部

負債の部合計は、前連結会計年度末に比べ397億円減少し、6兆9,357億円(前連結会計年度末比 $\Delta 0.6\%$)となりました。主な負債については、保険契約準備金が前連結会計年度末に比べ974億円減少し、6兆2,106億円となり、また、その他負債が前連結会計年度末に比べ691億円増加し、6,109億円となりました。

③ 純資産の部

純資産の部合計は、前連結会計年度末に比べ145億円減少し、4,448億円(前連結会計年度末比 $\Delta 3.2\%$)となりました。主な減少要因は、親会社株主に帰属する中間純利益の計上等により株主資本合計が前連結会計年度末に比べ172億円増加したものの、海外金利上昇及び株価下落等に伴うその他有価証券の含み益の減少によりその他有価証券評価差額金が前連結会計年度末に比べ329億円減少したこと等であります。

(4) キャッシュ・フローの分析

営業活動によるキャッシュ・フローは、保険料等収入2,592億円、利息及び配当金等の受取額892億円、保険金等支払金 $\Delta 3,351$ 億円、事業費 $\Delta 470$ 億円等により、前中間連結会計期間に比べ505億円減少(支出の増加)し、557億円の支出(前中間連結会計期間は52億円の支出)となりました(保険料等収入、保険金等支払金及び事業費は、中間連結損益計算書上の金額)。前中間連結会計期間からの主な減少要因は、予定利率の引下げ等により個人保険(一時払)の新契約が減少したこと等により、保険料等収入が前中間連結会計期間に比べ118億円減少したこと及び変額年金保険の一部契約の年金開始等に伴い、個人年金保険に係る給付金(一時金)支払が増加したこと等により、保険金等支払金が前中間連結会計期間に比べ651億円増加したこと等であります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得及び売却・償還による収支229億円、貸付金の貸付け及び回収による収支482億円、金融派生商品の決済による収支 $\Delta 141$ 億円、債券貸借取引支払保証金・受入担保金の純増減額875億円等により、前中間連結会計期間に比べ1,407億円増加し、1,494億円の収入(前中間連結会計期間は87億円の収入)となりました。前中間連結会計期間からの主な増加要因は、有価証券の取得及び売却・償還による収支が、前中間連結会計期間に比べ1,160億円増加したこと等であります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、借入金の返済により、前中間連結会計期間に比べ119億円減少し、120億円の支出(前中間連結会計期間は0億円の支出)となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は、前連結会計年度末に比べ813億円増加し、5,280億円(前連結会計年度末比 $+18.2\%$)となりました。

(5) 保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況

(連結ソルベンシー・マージン比率)

保険金等の支払余力を示すソルベンシー・マージン比率は、海外金利上昇及び株価下落等によるその他有価証券の含み益の減少を主因として、前連結会計年度末に比べ4.9ポイント低下し、803.3%となりました。

項目	前連結会計年度末 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間末 (平成27年9月30日)
ソルベンシー・マージン総額 (A) (百万円)	832,259	819,258
資本金等 (百万円)	247,417	264,349
価格変動準備金 (百万円)	14,045	15,132
危険準備金 (百万円)	36,143	29,596
異常危険準備金 (百万円)	—	—
一般貸倒引当金 (百万円)	195	188
その他有価証券の評価差額×90% (マイナスの場合100%) (百万円)	273,443	231,883
土地の含み損益×85% (マイナスの場合100%) (百万円)	△26,796	△23,939
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の 合計額 (百万円)	△5,982	△4,482
全期チルメル式責任準備金相当額超過額 (百万円)	131,139	136,973
負債性資本調達手段等 (百万円)	150,000	150,000
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性 資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額 (百万円)	—	—
控除項目 (百万円)	△882	△1,403
その他 (百万円)	13,535	20,959
リスクの合計額 (B) (百万円)	205,952	203,947
$\sqrt{(\sqrt{R_1^2+R_5^2+R_8+R_9})^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4+R_6$		
保険リスク相当額 R_1 (百万円)	21,047	20,813
一般保険リスク相当額 R_5 (百万円)	—	—
巨大災害リスク相当額 R_6 (百万円)	—	—
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8 (百万円)	8,288	8,206
少額短期保険業者の保険リスク相当額 R_9 (百万円)	—	—
予定利率リスク相当額 R_2 (百万円)	66,991	64,444
最低保証リスク相当額 R_7 (百万円)	16,600	14,512
資産運用リスク相当額 R_3 (百万円)	115,640	118,341
経営管理リスク相当額 R_4 (百万円)	4,571	4,526
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$ (%)	808.2	803.3

(注) 1 上記は、保険業法施行規則第86条の2、第88条及び平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しております。

2 「最低保証リスク相当額」は、標準的方式を用いて算出しております。

(参考) 提出会社の固有指標等

参考として、当社の単体情報のうち、社団法人生命保険協会の定める決算発表様式より抜粋した情報を以下のとおり記載しております。

(1) 基礎利益

生命保険本業の収益力を示す指標の一つである基礎利益は、株価下落等に伴い変額年金保険等の最低保証に係る責任準備金を繰入れたこと等により、前中間会計期間から168億円減少し、115億円となりました。

(注) 変額年金保険等の最低保証に係る一般勘定責任準備金の変動は、デリバティブ取引によりヘッジしておりますが、責任準備金の変動を基礎利益に計上する一方、デリバティブ取引に伴う損益は、金融派生商品収益・費用としてキャピタル収益・費用に計上しております。なお、基礎利益から最低保証に係る責任準備金の変動等の最低保証に係る要因を除いた場合、前中間会計期間から24億円減少し、173億円となりました。

経常利益等の明細(基礎利益)

区分	前中間会計期間 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
基礎利益 A	28,447	11,592
キャピタル収益	22,993	27,565
金銭の信託運用益	0	0
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	13,206	20,198
金融派生商品収益	—	—
為替差益	9,755	4,425
その他キャピタル収益	30	2,941
キャピタル費用	25,282	11,883
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	463	129
有価証券評価損	15	122
金融派生商品費用	24,803	11,630
為替差損	—	—
その他キャピタル費用	—	—
キャピタル損益 B	△2,289	15,682
キャピタル損益含み基礎利益 A+B	26,158	27,275
臨時収益	1,696	6,548
再保険収入	—	—
危険準備金戻入額	1,691	6,547
個別貸倒引当金戻入額	4	1
その他臨時収益	—	—
臨時費用	—	7,608
再保険料	—	—
危険準備金繰入額	—	—
個別貸倒引当金繰入額	—	—
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
その他臨時費用	—	7,608
臨時損益 C	1,696	△1,059
経常利益 A+B+C	27,854	26,215

- (注) 1 前中間会計期間及び当中間会計期間のその他キャピタル収益には、外貨建商品の責任準備金に係る為替変動による評価調整額を記載しています。
- 2 平成26年度末より、保険業法施行規則第69条第5項の規定に基づき、一部の個人年金保険契約の年金支払いを開始した契約を対象に、責任準備金を追加して積み立てております。当中間会計期間のその他臨時費用には、当該期間に新たに積み立てた責任準備金を記載しており、過去に追加して積み立てた責任準備金からの戻入額は、基礎利益に含めています。

基礎利益の内訳(三利源)

区分	前中間会計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当中間会計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
基礎利益 (百万円)	28,447	11,592
逆ざや額 (百万円)	△26,323	△23,084
(基礎利益上の運用収支等の利回り) (%)	(1.93)	(1.94)
(平均予定利率) (%)	(2.88)	(2.76)
(一般勘定責任準備金) (百万円)	(5,544,057)	(5,596,246)
危険差益 (百万円)	54,311	35,764
費差損益 (百万円)	459	△1,087

- (注) 1 逆ざや額とは、想定した運用収益(予定利率)と実際の運用収益との差から生じるもので、次の算式で算出しています。

$$((\text{基礎利益上の運用収支等の利回り} - \text{平均予定利率}) \times \text{一般勘定責任準備金}) \times 1 / 2$$
- 2 基礎利益上の運用収支等の利回りとは、基礎利益に含まれる一般勘定の運用収支から契約者配当金積立利息繰入額を控除したものの一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。
- 3 平均予定利率とは、予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。
- 4 前中間会計期間及び当中間会計期間の利回り・利率は、年換算しています。
- 5 一般勘定責任準備金は、危険準備金を除く一般勘定部分の責任準備金を用いて、次の算式で算出しています。

$$(\text{期始責任準備金} + \text{期末責任準備金} - \text{予定利息}) \times 1 / 2$$
- 6 危険差益とは、想定した保険金・給付金の支払額(予定危険発生率)と実際に発生した支払額との差から生じるものです。(変額年金保険等の「最低保証に係る一般勘定の責任準備金の繰入・戻入額」(前中間会計期間：5,502百万円、当中間会計期間：△8,112百万円)及び「最低保証に係る保険料収入から、年金開始等の際して最低保証のためにてん補した額を控除した額」(前中間会計期間：3,087百万円、当中間会計期間：2,327百万円)を含みます。)
- 7 費差損益とは、想定した事業費(予定事業費率)と実際の事業費支出との差から生じるものです。

基礎利益の明細

区分	前中間会計期間 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月 30日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
基礎収益	370,739	430,117
保険料等収入	271,082	259,256
保険料	270,874	258,548
再保険収入	207	707
資産運用収益	84,570	60,117
利息及び配当金等収入	59,181	59,611
有価証券償還益	—	—
一般貸倒引当金戻入額	69	6
その他運用収益	443	499
特別勘定資産運用益	24,876	—
その他経常収益	15,085	110,743
年金特約取扱受入金	136	289
保険金据置受入金	8,617	8,486
支払備金戻入額	2,097	—
責任準備金戻入額	—	99,175
退職給付引当金戻入額	2,187	686
その他	2,047	2,106
その他基礎収益	—	—
基礎費用	342,291	418,525
保険金等支払金	269,963	335,141
保険金	98,003	100,832
年金	41,386	45,430
給付金	59,241	104,684
解約返戻金	68,346	71,044
その他返戻金	2,477	12,516
再保険料	508	632
責任準備金等繰入額	2,651	1,326
資産運用費用	6,025	16,761
支払利息	3,127	3,150
有価証券償還損	—	—
一般貸倒引当金繰入額	—	—
賃貸用不動産等減価償却費	1,430	1,559
その他運用費用	1,467	1,222
特別勘定資産運用損	—	10,829
事業費	48,663	47,055
その他経常費用	14,956	15,298
保険金据置支払金	8,421	7,916
税金	3,144	3,338
減価償却費	2,087	2,570
退職給付引当金繰入額	—	—
保険業法第113条繰延資産償却費	—	—
その他	1,301	1,473
その他基礎費用	30	2,941
基礎利益	28,447	11,592

(注) 前中間会計期間及び当中間会計期間のその他基礎費用には、外貨建商品の責任準備金に係る為替変動による評価調整額を記載しています。

(2) ソルベンシー・マージン比率

保険金等の支払余力を示すソルベンシー・マージン比率は、海外金利上昇及び株価下落等によるその他有価証券の含み益の減少を主因として、前事業年度末に比べ6.1ポイント低下し、806.3%となりました。

項目	前事業年度末 (平成27年3月31日)	当中間会計期間末 (平成27年9月30日)
ソルベンシー・マージン総額 (A) (百万円)	837,731	823,824
資本金等 (百万円)	246,138	263,142
価格変動準備金 (百万円)	14,045	15,132
危険準備金 (百万円)	36,143	29,596
一般貸倒引当金 (百万円)	195	188
その他有価証券の評価差額×90% (マイナスの場合100%) (百万円)	273,443	231,883
土地の含み損益×85% (マイナスの場合100%) (百万円)	△26,796	△23,939
全期チルメル式責任準備金相当額超過額 (百万円)	131,139	136,973
負債性資本調達手段等 (百万円)	150,000	150,000
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性 資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額 (百万円)	—	—
控除項目 (百万円)	△113	△113
その他 (百万円)	13,535	20,959
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B) (百万円)	206,230	204,345
保険リスク相当額 R_1 (百万円)	21,047	20,813
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8 (百万円)	8,288	8,206
予定利率リスク相当額 R_2 (百万円)	66,991	64,444
最低保証リスク相当額 R_7 (百万円)	16,600	14,512
資産運用リスク相当額 R_3 (百万円)	115,916	118,735
経営管理リスク相当額 R_4 (百万円)	4,576	4,534
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$ (%)	812.4	806.3

(注) 1 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

2 「最低保証リスク相当額」は、標準的方式を用いて算出しています。

(3) 実質純資産額

実質純資産額(時価ベースの実質的な資産から資本性のない実質的な負債を差し引いた額)は、海外金利上昇及び株価下落等による有価証券の含み益の減少を主因として、前事業年度末から316億円減少し、9,602億円となりました。

項目	前事業年度末 (平成27年3月31日)	当中間会計期間末 (平成27年9月30日)
実質純資産額 (百万円)	991,810	960,200

(注) 上記は、保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令及び平成11年金融監督庁・大蔵省告示第2号の規定に基づいて算出しています。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,187,564,000
A種株式	1,084,000
B種株式	1,000,000
計	1,187,564,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成27年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年12月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	295,807,200	295,807,200	—	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式(注1)
A種株式	1,084,000	1,084,000	—	(注2)、(注3)
B種株式 (注4)	600,000	600,000	—	(注5)、(注6) (注7)、(注8)
計	297,491,200	297,491,200	—	—

(注1) 普通株式の単元株式数は100株であります。

(注2) A種株式については単元株制度を採用しておりません。

(注3) A種株式の内容は次のとおりであります。

1 剰余金の配当

三井生命保険株式会社(以下「当社」という。)は、剰余金の配当を行うときは、A種株式を有する株主(以下「A種株主」という。)又はA種株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」という。)に対し、A種株式1株につき、普通株式1株に対する剰余金の配当として交付される配当財産の価額に後記6に定めるA種株式調整比率を乗じて得た価額に相当する配当財産を、剰余金の配当として交付する。なお、計算の結果生じる1円未満の端数は切り捨てる。

2 残余財産の分配

(1) 当社は、残余財産の分配を行うときは、A種株主又はA種登録株式質権者に対し、後記B種株式の内容にて規定するB種株主又はB種登録株式質権者に対する残余財産の分配の後に、普通株式を有する株主(実質株主を含み、以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種株式1株につき、100,000円を支払う。

(2) 当社は、上記(1)の残余財産の分配を行ってもなお分配すべき残余財産があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対し、普通株式1株につき、100,000円をA種株式調整比率で除した額を支払う。なお、計算の結果生じる1円未満の端数は切り捨てる。

(3) 当社は、上記(2)の残余財産の分配を行ってもなお分配すべき残余財産(以下、本(3)において「残余財産の残額」という。)があるときは、普通株式1株につき支払われる分配額及びA種株式1株につき支払われる分配額を次の算式により計算される額としたうえで、普通株主又は普通登録株式質権者及びA種株主又はA種登録株式質権者に対し、同順位で、所有株式数に応じて、残余財産を分配する。

$$\text{普通株式1株につき支払われる分配額} = \frac{\text{残余財産の残額}}{\text{既発行普通株式数} + (\text{既発行A種株式数} \times \text{A種株式調整比率})}$$

$$\text{A種株式1株につき支払われる分配額} = \text{普通株式1株につき支払われる分配額} \times \text{A種株式調整比率}$$

なお、「既発行普通株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する当社普通株式の総数を控除した数とし、「既発行A種株式数」とは、当社の発行済A種株式数から当社が保有する当社A種株式の総数を控除した数とする。

3 議決権

A種株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

これは、A種株式が資金調達を目的に発行されたことによるものである。

4 株式の分割又は併合等

(1) 当社は、A種株式については、株式の分割及び株式の併合は行わない。

(2) 当社は、A種株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

5 取得請求権

A種株主は、平成16年7月1日以降、いつでも、当社がA種株式を取得すると引換えに普通株式を交付することを請求することができる。この場合、A種株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数は、取得の請求のあったA種株式の数にA種株式調整比率を乗じた数とする。

6 A種株式調整比率

(1) 当初のA種株式調整比率は、2とする。

(2) 当社が、A種株式発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行し又は保有する当社普通株式につき売出し等の処分を行った場合、A種株式調整比率は次の算式により調整される。なお、かかる計算においては、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

調整後A種株式調整比率 = 調整前A種株式調整比率 ×

$$\frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{新規発行に係る普通株式1株あたりの払込金額}}{\text{普通株式1株あたりの時価}}}$$

上記において、「時価」とは、当社普通株式の適正な価額として取締役会で定める価額とする。但し、当社普通株式がいずれかの証券取引所に上場された場合、「時価」とは、調整後A種株式調整比率の適用開始日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当該証券取引所(但し、当社普通株式が2以上の証券取引所に上場された場合は、取締役会が定めた主たる証券取引所)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。また、「既発行普通株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する当社普通株式の総数を控除した数とする。なお、当社普通株式の処分を行った場合には、「新規発行普通株式数」を「当社が処分する当社普通株式数」と読み替え、「新規発行に係る普通株式1株あたりの払込金額」は「当社普通株式の処分に係る普通株式1株あたりの払込金額」と読み替える。

調整後A種株式調整比率の適用開始日は、普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与える場合において募集のための基準日を定めた場合にはその翌日、それ以外のときは払込期日又は払込期間がある場合には当該払込期間の末日の翌日とする。

(3) 当社が、A種株式発行後、新株予約権の払込金額及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額の1株あたりの価額が時価を下回る金額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行した場合、A種株式調整比率は、前項に準じて調整される。なお、この場合には、「新規発行普通株式数」を「新株予約権の発行時の条件で新株予約権が行使された場合に新株予約権の行使により交付される普通株式数」と読み替え、「新規発行に係る普通株式1株あたりの払込金額」を「新株予約権の発行時の条件で新株予約権が行使された場合の新株予約権の払込金額及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額の1株あたりの価額」と読み替える。

調整後A種株式調整比率の適用開始日は、普通株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合において募集のための基準日を定めた場合にはその翌日、それ以外のときは新株予約権の割当日の翌日とする。

(4) 当社が、A種株式発行後、普通株式について、株式の分割又は併合を行った場合、A種株式調整比率は次の算式により調整される。なお、かかる計算においては、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後A種株式調整比率} = \frac{\text{調整前A種株式調整比率}}{\text{調整比率}} \times \frac{\text{分割・併合後の普通株式数}}{\text{分割・併合前の普通株式数}}$$

調整後A種株式調整比率の適用開始日は、株式の分割の場合はその基準日の翌日、株式の併合の場合は株式の併合の効力発生日の翌日とする。

- (5) 当社が、A種株式発行後、普通株式に対して、普通株式の無償割当てを行った場合、A種株式調整比率は次の算式により調整される。なお、かかる計算においては、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\frac{\text{調整後A種株式}}{\text{調整比率}} = \frac{\text{調整前A種株式}}{\text{調整比率}} \times \frac{\text{株式無償割当て後の既発行普通株式数}}{\text{株式無償割当て前の既発行普通株式数}}$$

上記において、「既発行普通株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する当社普通株式の総数を控除した数とする。

調整後A種株式調整比率の適用開始日は、基準日を定めた場合にはその翌日、それ以外の場合は効力発生日の翌日とする。

7 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしていない。

- (注4) B種株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

- (注5) B種株式(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の特質は次のとおりであります。

- 1 B種株式には当社の普通株式を対価とする取得請求権が付与されており、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された場合には当該金融商品取引所における株価(後記(注7)6(2)①にしたがい算出される。)の下落により、また、それ以外の場合には修正純資産額(後記(注7)6(2)②に定義される。)の減少により、当該取得請求権の対価として交付される普通株式の数は増加する場合がある。

2 修正の基準及び頻度

B種株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、取得の請求がなされたB種株式に係る当初払込金額(1株当たり100,000円)の総額を、B種株式調整価額(後記(注7)6に定義される。)で除して算出される。かかるB種株式調整価額は、平成22年7月1日以降毎年7月1日に以下の基準及び頻度により修正される。

修正の基準：① 当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された場合、毎年7月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)

② 上記①以外の場合、修正純資産額。

修正の頻度：1年に1回

3 行使価額等の下限等

上記B種株式調整価額の下限：220円(但し、後記(注7)6(3)乃至後記(注7)6(7)により調整される場合がある。)

割当株式数の上限：上記B種株式調整価額の下限が定められているため、該当事項なし。

資金調達額の下限：資金調達額が固定されているため、該当事項なし。

4 当社の決定によるB種株式の全部の取得を可能とする旨の条項はない。

- (注6) B種株式については単元株制度を採用しておりません。

- (注7) B種株式の内容は次のとおりであります。

1 剰余金の配当

- (1) 当社は、剰余金の配当を行うときは、B種株式を有する株主(以下「B種株主」という。)又はB種株式の登録株式質権者(以下「B種登録株式質権者」という。)に対し、普通株主又は普通登録株式質権者及びA種株主又はA種登録株式質権者に先立ち、B種株式1株につき、6,000円(但し、平成21年3月31日を基準日とする剰余金の配当の場合は、6,000円をB種株式を最初に発行した際の払込期日から平成21年3月31日までの間の日数(初日及び末日を含む。)につき1年を365日とする日割計算により算出した額とする。なお、かかる計算においては、小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。)の金銭(以下「B種優先配当金」という。)を、剰余金の配当として交付する。但し、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中で、かつ当該基準日より前の日を基準日として既に剰余金の配当を行ったときは、B種優先配当金の額から当該配当の額を控除した額の金銭を支払うものとする。

- (2) ある事業年度に属する日を基準日としてB種株主又はB種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の総額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

- (3) ある事業年度に属する日を基準日としてB種株主又はB種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の総額は、上記(1)に定めるB種優先配当金の額を上限とし、B種株主又はB種登録株式質権者に対してはこれを超えて剰余金の配当は行わない。

2 残余財産の分配

- (1) 当社は、残余財産の分配を行うときは、B種株主又はB種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者及びA種株主又はA種登録株式質権者に先立ち、B種株式1株につき、B種株式を最初に発行した際のB種株式1株あたりの払込金額(以下「B種株式当初払込金額」という。)に相当する額の金銭を支払う。

- (2) B種株主又はB種登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。

3 議決権

B種株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

これは、B種株式が資金調達を目的に発行されたことによるものである。

4 株式の分割又は併合等

(1) 当社は、B種株式については、株式の分割及び株式の併合は行わない。

(2) 当社は、B種株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

5 取得請求権

B種株主は、払込期日の翌日以降、いつでも、当社がB種株式を取得すると引換えに普通株式を交付することを請求することができる。この場合、B種株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数は、取得の請求のあったB種株式の数にB種株式当初払込金額を乗じた額をB種株式調整価額で除して算出される数とする。

6 B種株式調整価額

(1) 当初のB種株式調整価額は、440円とする。

(2) B種株式調整価額は、平成22年7月1日以降毎年7月1日(以下「修正日」という。)に、以下の①及び②のとおり修正される。但し、修正後B種株式調整価額が440円(但し、後記(3)乃至後記(7)により調整する。以下「上限B種株式調整価額」という。)を上回る場合には、修正後B種株式調整価額は、かかる上限B種株式調整価額とし、220円(但し、後記(3)乃至後記(7)により調整する。以下「下限B種株式調整価額」という。)を下回る場合には、修正後B種株式調整価額は、かかる下限B種株式調整価額とする。

① 当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された場合

各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当該金融商品取引所(但し、当社普通株式が2以上の金融商品取引所に上場された場合は、取締役会が定めた主たる金融商品取引所)における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。但し、平均値の計算は、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に後記(3)乃至後記(7)に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、後記(3)乃至後記(7)に準じて調整される。

② 上記①以外の場合

次の算式により算出される額とする。なお、かかる計算においては、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{修正後B種株式調整価額} = \frac{(\text{修正純資産額} - \text{既発行B種株式の払込金額の総額}) \times 1.1}{\text{既発行普通株式数} + (\text{既発行A種株式数} \times \text{A種株式調整比率})}$$

上記において、「修正純資産額」とは、各修正日の直前事業年度に係る連結貸借対照表(当社が金融商品取引法第24条第1項の規定に基づき提出する有価証券報告書に含まれる連結貸借対照表をいう。以下同じ。但し、当該直前事業年度に係る連結貸借対照表が存在しない場合には、同法第24条の5第1項の規定に基づき提出された当該直前事業年度に係る半期報告書に含まれる中間連結貸借対照表、同法第24条の4の7第1項に基づき提出された当該直前事業年度に係る四半期報告書に含まれる四半期連結貸借対照表及び当該直前事業年度の直前の事業年度に係る連結貸借対照表のうち直近のものとする。)に記載された純資産の部の合計額から当該連結貸借対照表に記載された非支配株主持分の額を控除した額に、当該連結貸借対照表作成の基礎となった保険業法施行規則第69条第1項第3号に規定する危険準備金の額(但し、当該危険準備金の額に、当該連結貸借対照表が当該直前事業年度に係る連結貸借対照表である場合は当該直前事業年度における法定実効税率又は当該連結貸借対照表が中間連結貸借対照表、四半期連結貸借対照表若しくは当該直前事業年度の直前の事業年度に係る連結貸借対照表である場合は当該直前事業年度の直前の事業年度における法定実効税率を乗じて算出される額を控除するものとする。)及び当該連結貸借対照表作成の基礎となった保険業法第115条に規定する価格変動準備金の額(但し、当該価格変動準備金の額に、当該連結貸借対照表が当該直前事業年度に係る連結貸借対照表である場合は当該直前事業年度における法定実効税率又は当該連結貸借対照表が中間連結貸借対照表、四半期連結貸借対照表若しくは当該直前事業年度の直前の事業年度に係る連結貸借対照表である場合は当該直前事業年度の直前の事業年度における法定実効税率を乗じて算出される額を控除するものとする。)を加算することにより算出される額とする。また、「既発行普通株式数」とは、当該連結貸借対照表日における当社の発行済普通株式数から当社が保有する当社普通株式の総数を控除した数とし、「既発行A種株式数」とは、当該連結貸借対照表日における当社の発行済A種株式数から当社が保有する当社A種株式の総数を控除した数とし、「既発行B種株式の払込金額の総額」とは、当該連結貸借対照表日における当社の発行済B種株式のうち当社の保有に係るもの以外の払込金額の総額とする。

(3) 当社が、B種株式発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行し又は保有する当社普通株式につき売出し等の処分(本(3)において「時価以下発行」という。)を行った場合、B種株式調整価額は次の算式により調整される。なお、かかる計算においては、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後B種株式調整価額} = \text{調整前B種株式調整価額} \times \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{新規発行に係る普通株式1株あたりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

上記及び後記(4)において、「時価」とは、当社普通株式の適正な価額として取締役会で定める価額とする。但し、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された場合、「時価」とは、調整後B種株式調整価額の適用開始日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当該金融商品取引所(但し、当社普通株式が2以上の金融商品取引所に上場された場合は、取締役会が定めた主たる金融商品取引所)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。また、「既発行普通株式数」とは、当該時価以下発行に係る基準日があればその日の、また、かかる基準日がない場合は調整後B種株式調整価額の適用開始日の1カ月前の日における当社の発行済普通株式数から当社が保有する当社普通株式の総数を控除した数とする。なお、当社普通株式の処分を行った場合には、「新規発行普通株式数」を「当社が処分する当社普通株式数」と読み替え、「新規発行に係る普通株式1株あたりの払込金額」は「当社普通株式の処分に係る普通株式1株あたりの払込金額」と読み替える。

調整後B種株式調整価額の適用開始日は、普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与える場合において募集のための基準日を定めた場合にはその翌日、それ以外のときは払込期日又は払込期間がある場合には当該払込期間の末日の翌日とする。

- (4) 当社が、B種株式発行後、新株予約権の払込金額及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額の1株あたりの価額が時価を下回る金額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行した場合、B種株式調整価額は、上記(3)に準じて調整される。なお、この場合には、「新規発行普通株式数」を「新株予約権の発行時の条件で新株予約権が行使された場合に新株予約権の行使により交付される普通株式数」と読み替え、「新規発行に係る普通株式1株あたりの払込金額」を「新株予約権の発行時の条件で新株予約権が行使された場合の新株予約権の払込金額及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額の1株あたりの価額」と読み替える。

調整後B種株式調整価額の適用開始日は、普通株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合において募集のための基準日を定めた場合にはその翌日、それ以外のときは新株予約権の割当日の翌日とする。

- (5) 当社が、B種株式発行後、普通株式について、株式の分割又は併合を行った場合、B種株式調整価額は次の算式により調整される。なお、かかる計算においては、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\frac{\text{調整後B種株式調整価額}}{\text{調整価額}} = \frac{\text{調整前B種株式調整価額}}{\text{調整価額}} \times \frac{\text{分割・併合前の普通株式数}}{\text{分割・併合後の普通株式数}}$$

調整後B種株式調整価額の適用開始日は、株式の分割の場合はその基準日の翌日、株式の併合の場合は株式の併合の効力発生日の翌日とする。

- (6) 当社が、B種株式発行後、普通株式に対して、普通株式の無償割当てを行った場合、B種株式調整価額は次の算式により調整される。なお、かかる計算においては、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\frac{\text{調整後B種株式調整価額}}{\text{調整価額}} = \frac{\text{調整前B種株式調整価額}}{\text{調整価額}} \times \frac{\text{株式無償割当て前の既発行普通株式数}}{\text{株式無償割当て後の既発行普通株式数}}$$

上記において、「既発行普通株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する当社普通株式の総数を控除した数とする。

調整後B種株式調整価額の適用開始日は、基準日を定めた場合にはその翌日、それ以外のときは効力発生日の翌日とする。

- (7) 上記(3)から(6)までに掲げる場合のほか、合併、会社の分割、取得請求権付株式、取得条項付株式、取得条項付新株予約権の発行又は金銭以外の財産による剰余金の配当等によりB種株式調整価額の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断するB種株式調整価額に変更される。

7 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしていない。

(注8) 当社とB種株式の所有者との間の取決めの内容

- 1 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
該当事項はありません。

- 2 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
該当事項はありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

B種株式

	中間会計期間 (平成27年4月1日から 平成27年9月30日まで)
当該中間会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(株)	—
当該中間会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—
当該中間会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—
当該中間会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—
当該中間会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(株)	—
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成27年4月1日～ 平成27年9月30日	普通株式 — A種株式 — B種株式 —	普通株式 295,807,200 A種株式 1,084,000 B種株式 600,000	—	167,280	—	47,342

(6) 【大株主の状況】

① 所有株式数別

平成27年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	42,330,279	14.23
大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	36,170,200	12.16
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	27,114,800	9.11
野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	26,595,700	8.94
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	21,425,000	7.20
CITIBANK, N. A. SINGAPORE-BAYTREE INVESTMENTS (MAURITIUS) PTE LTD-JP UNQ (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	3 CHANGI BUSINESS PARK CRESCENT, # 07-00 SINGAPORE 486026 (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	21,276,500	7.15
三井物産株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目1番3号	12,085,700	4.06
三井不動産株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号	12,055,000	4.05
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	7,546,800	2.54
日本製紙株式会社	東京都北区王子一丁目4番1号	5,000,000	1.68
計	—	211,599,979	71.13

(注) 1 所有株式数及び発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、普通株式、A種株式、B種株式を合算して計算・記載しております。

2 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数第3位以下を四捨五入しております。

3 上記のほか当社所有の自己株式17,444,889株(発行済株式総数に対する割合5.86%)があります。

② 所有議決権数別

平成27年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に対する 所有議決権数の割合 (%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	415,014	14.90
大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	361,702	12.99
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	267,318	9.60
野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	265,957	9.55
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	213,250	7.66
CITIBANK, N. A. SINGAPORE-BAYTREE INVESTMENTS (MAURITIUS) PTE LTD-JP UNQ (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	3 CHANGI BUSINESS PARK CRESCENT, # 07-00 SINGAPORE 486026 (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	212,765	7.64
三井物産株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目1番3号	120,357	4.32
三井不動産株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号	120,050	4.31
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	74,468	2.67
日本製紙株式会社	東京都北区王子一丁目4番1号	50,000	1.80
計	—	2,100,881	75.43

(注) 1 普通株式には議決権がありますが、A種株式並びにB種株式には議決権がありません。

2 総株主の議決権に対する所有議決権数の割合は、小数第3位以下を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成27年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種株式 1,084,000 B種株式 600,000	—	1 [株式等の状況] (1) [株式の総数等] ② [発行済株式] の注記参照
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 17,272,700	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 278,533,900	2,785,339	同上
単元未満株式	普通株式 600	—	—
発行済株式総数	普通株式 295,807,200 A種株式 1,084,000 B種株式 600,000	—	—
総株主の議決権	—	2,785,339	—

(注) 1 普通株式の単元株式数は100株であります。A種株式、B種株式については単元株制度を採用しておりません。

2 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式68株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成27年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済普通株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) 三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町 二丁目1番1号	普通株式 17,272,700	—	普通株式 17,272,700	5.83
計	—	17,272,700	—	17,272,700	5.83

(注) 1 発行済普通株式総数に対する所有株式数の割合は、小数第3位を切り捨てて小数第2位まで表示しております。

2 上記に記載されたものは普通株式であり、発行済株式総数に対する所有株式数の割合も、普通株式について計算しております。

3 上記のほか、無議決権株式であるA種株式のうち、当社所有の自己株式172,121株があります。

2 【株価の推移】

当社株式は非上場・非登録であるため、該当事項はありません。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動は次のとおりであります。

(1) 退任役員

役 名	職 名	氏 名	退任年月日
取締役 常務執行役員	営業戦略統括本部、営業推進統括本部管掌	横 山 貴	平成27年10月31日

(注) 当社は執行役員制度を導入しております。

横山貴氏は、取締役退任と同時に執行役員を退任しております。

(2) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性12名 女性1名(役員のうち女性の比率7.7%)

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)第48条及び第69条に基づき、同規則及び「保険業法施行規則」(平成8年大蔵省令第5号)により作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)第38条及び第57条に基づき、同規則及び「保険業法施行規則」(平成8年大蔵省令第5号)により作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
資産の部		
現金及び預貯金	156,702	155,042
コールローン	290,000	373,000
買入金銭債権	19,138	17,336
金銭の信託	200	200
有価証券	※1, ※2, ※3, ※4 5,208,663	※1, ※2, ※3, ※4 5,123,395
貸付金	※5, ※6 1,422,647	※5, ※6 1,374,323
有形固定資産	※7 248,829	※7 244,829
無形固定資産	10,596	10,795
再保険貸	74	3
その他資産	78,590	82,198
繰延税金資産	6	6
貸倒引当金	△584	△573
資産の部合計	7,434,864	7,380,557
負債の部		
保険契約準備金	6,308,078	6,210,631
支払備金	33,195	34,502
責任準備金	6,202,154	6,104,040
契約者配当準備金	※9 72,729	※9 72,088
再保険借	258	579
その他負債	541,781	610,914
債券貸借取引受入担保金	316,712	404,302
その他の負債	※1 225,069	※1 206,612
退職給付に係る負債	60,284	58,097
役員退職慰労引当金	769	735
特別法上の準備金	14,045	15,132
価格変動準備金	14,045	15,132
繰延税金負債	50,286	39,657
負債の部合計	6,975,505	6,935,750
純資産の部		
資本金	167,280	167,280
資本剰余金	55,943	55,943
利益剰余金	32,332	49,632
自己株式	△8,601	△8,601
株主資本合計	246,955	264,254
その他有価証券評価差額金	216,665	183,743
繰延ヘッジ損益	0	1
退職給付に係る調整累計額	△4,261	△3,193
その他の包括利益累計額合計	212,403	180,551
純資産の部合計	459,359	444,806
負債及び純資産の部合計	7,434,864	7,380,557

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月 30日)
経常収益	393,875	453,758
保険料等収入	271,082	259,256
資産運用収益	107,512	84,613
利息及び配当金等収入	59,155	59,140
金銭の信託運用益	0	0
有価証券売却益	13,206	20,539
為替差益	9,755	4,425
貸倒引当金戻入額	74	8
その他運用収益	443	499
特別勘定資産運用益	24,876	—
その他経常収益	15,280	109,888
年金特約取扱受入金	136	289
保険金据置受入金	8,617	8,486
支払備金戻入額	2,097	—
責任準備金戻入額	—	98,114
その他の経常収益	4,429	2,998
経常費用	365,984	427,587
保険金等支払金	269,963	335,141
保険金	98,003	100,832
年金	41,386	45,430
給付金	59,241	104,684
解約返戻金	68,346	71,044
その他返戻金等	2,985	13,148
責任準備金等繰入額	960	1,326
支払備金繰入額	—	1,307
責任準備金繰入額	926	—
契約者配当金積立利息繰入額	33	18
資産運用費用	31,287	28,609
支払利息	3,127	3,150
有価証券売却損	463	129
有価証券評価損	31	122
金融派生商品費用	24,803	11,630
賃貸用不動産等減価償却費	1,430	1,559
その他運用費用	1,431	1,186
特別勘定資産運用損	—	10,829
事業費	※1 48,683	※1 47,064
その他経常費用	15,089	15,445
保険金据置支払金	8,421	7,916
税金	3,144	3,338
減価償却費	2,088	2,570
その他の経常費用	1,434	1,618
経常利益	27,890	26,171

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日)
特別利益	91	6,147
固定資産等処分益	※2 91	※2 6,147
特別損失	6,541	2,184
固定資産等処分損	※3 125	※3 630
減損損失	367	466
価格変動準備金繰入額	963	1,086
その他特別損失	※4 5,085	—
契約者配当準備金繰入額	7,809	8,183
税金等調整前中間純利益	13,631	21,951
法人税及び住民税等	706	2,455
法人税等調整額	△638	2,196
法人税等合計	67	4,651
中間純利益	13,563	17,299
親会社株主に帰属する中間純利益	13,563	17,299

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月 30日)
中間純利益	13,563	17,299
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	39,395	△32,921
繰延ヘッジ損益	△3	0
退職給付に係る調整額	1,082	1,068
その他の包括利益合計	40,474	△31,851
中間包括利益	54,037	△14,552
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	54,037	△14,552
非支配株主に係る中間包括利益	—	—

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	167,280	55,943	22,489	△8,601	237,111
会計方針の変更による 累積的影響額			△241		△241
会計方針の変更を反映した 当期首残高	167,280	55,943	22,247	△8,601	236,870
当中間期変動額					
親会社株主に帰属する 中間純利益			13,563		13,563
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	—	—	13,563	—	13,563
当中間期末残高	167,280	55,943	35,810	△8,601	250,433

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	113,217	3	△6,093	107,127	344,238
会計方針の変更による 累積的影響額					△241
会計方針の変更を反映した 当期首残高	113,217	3	△6,093	107,127	343,997
当中間期変動額					
親会社株主に帰属する 中間純利益					13,563
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	39,395	△3	1,082	40,474	40,474
当中間期変動額合計	39,395	△3	1,082	40,474	54,037
当中間期末残高	152,612	△0	△5,011	147,601	398,034

当中間連結会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	167,280	55,943	32,332	△8,601	246,955
当中間期変動額					
親会社株主に帰属する 中間純利益			17,299		17,299
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	—	—	17,299	—	17,299
当中間期末残高	167,280	55,943	49,632	△8,601	264,254

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	216,665	0	△4,261	212,403	459,359
当中間期変動額					
親会社株主に帰属する 中間純利益					17,299
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	△32,921	0	1,068	△31,851	△31,851
当中間期変動額合計	△32,921	0	1,068	△31,851	△14,552
当中間期末残高	183,743	1	△3,193	180,551	444,806

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月 30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	13,631	21,951
賃貸用不動産等減価償却費	1,430	1,559
減価償却費	2,088	2,570
減損損失	367	466
支払備金の増減額 (△は減少)	△2,097	1,307
責任準備金の増減額 (△は減少)	926	△98,114
契約者配当準備金積立利息繰入額	33	18
契約者配当準備金繰入額 (△は戻入額)	7,809	8,183
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△74	△8
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△2,186	△686
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△5	△33
価格変動準備金の増減額 (△は減少)	963	1,086
利息及び配当金等収入	△59,155	△59,140
有価証券関係損益 (△は益)	△12,712	△20,287
支払利息	3,127	3,150
金融派生商品損益 (△は益)	24,803	11,630
為替差損益 (△は益)	△9,755	△4,425
特別勘定資産運用損益 (△は益)	△24,876	10,829
有形固定資産関係損益 (△は益)	△1	△6,053
持分法による投資損益 (△は益)	△37	△49
再保険貸の増減額 (△は増加)	85	71
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は増加)	△10,948	△3,704
再保険借の増減額 (△は減少)	△5	321
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は減少)	2,767	715
その他	989	856
小計	△62,833	△127,783
利息及び配当金等の受取額	71,980	89,204
利息の支払額	△3,095	△3,125
契約者配当金の支払額	△8,832	△8,842
その他	△1,772	△1,751
法人税等の支払額	△2,215	△5,997
法人税等の還付額	1,526	2,539
営業活動によるキャッシュ・フロー	△5,242	△55,755

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月 30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
買入金銭債権の売却・償還による収入	1,744	1,311
有価証券の取得による支出	△500,537	△341,936
有価証券の売却・償還による収入	407,435	364,876
貸付けによる支出	△67,732	△72,139
貸付金の回収による収入	137,047	120,420
金融派生商品の決済による収支(純額)	△5,496	△14,175
債券貸借取引支払保証金・受入担保金の純増減額	42,482	87,589
金融商品等受入担保金の純増減額 (△は減少)	△1,980	△1,455
その他	△6	3
資産運用活動計	12,955	144,495
営業活動及び資産運用活動計	7,712	88,739
有形固定資産の取得による支出	△1,753	△767
有形固定資産の売却による収入	167	7,540
その他	△2,639	△1,835
投資活動によるキャッシュ・フロー	8,728	149,433
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入金の返済による支出	△0	△12,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△0	△12,000
現金及び現金同等物に係る換算差額	△37	△337
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	3,449	81,339
現金及び現金同等物の期首残高	379,185	446,702
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 382,634	※1 528,042

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3社

連結子会社は、三友サービス㈱、三生キャピタル㈱、三生5号投資事業有限責任組合であります。

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社は、㈱三生オンユー・インシュアランス・マネジメント、三生保険サービス㈱、三生収納サービス㈱、三生4号投資事業有限責任組合、三生6号投資事業有限責任組合であります。

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社5社は、質的重要性がないことに加え、総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性がないため、連結の範囲から除いております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社の数 なし

(2) 持分法適用の関連会社の数 2社

持分法適用の関連会社は、日本企業年金サービス㈱、エムエルアイ・システムズ㈱であります。

(3) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の数 6社

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、㈱三生オンユー・インシュアランス・マネジメント、三生保険サービス㈱、三生収納サービス㈱、三生4号投資事業有限責任組合、三生6号投資事業有限責任組合、㈱ポルテ金沢であります。

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社については、質的重要性がないことに加え、それぞれ中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。

3 連結子会社の間接決算日等に関する事項

連結子会社のうち、三生5号投資事業有限責任組合の間接決算日は6月30日であります。中間連結財務諸表の作成に当たっては、中間決算日の差異が3カ月を超えていないため、同日現在の間接財務諸表を使用し、中間連結会計期間末日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券(現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む。)

a 売買目的有価証券

…時価法(売却原価は移動平均法により算定)

b 満期保有目的の債券

…移動平均法による償却原価法(定額法)

c 責任準備金対応債券(「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券をいう。)

…移動平均法による償却原価法(定額法)

d 非連結かつ持分法非適用の子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式

…移動平均法による原価法

e その他有価証券

時価のあるもの

…中間連結会計期間末日の市場価格等(国内株式については中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)

時価を把握することが極めて困難と認められるもの

・取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められる債券

…移動平均法による償却原価法(定額法)

・上記以外の有価証券

…移動平均法による原価法

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② デリバティブ取引

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産の減価償却は、建物(構築物を除く。)については定額法により、構築物及びその他の有形固定資産については定率法により行っております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 … 15年～50年

その他の有形固定資産 … 3年～15年

ただし、その他の有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産の減価償却は、定額法により行っております。なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により行っております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

提出会社の貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という。)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現状、経営破綻の状況にはないものの、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する債権(担保・保証付債権を含む。)については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
債権額からの直接減額	22 百万円	22 百万円

連結子会社の貸倒引当金は、提出会社に準じて必要と認める額を計上しております。

② 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金(年金)の支払いに備えるため、内規に基づき当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理方法

退職給付に係る負債は、従業員(執行役員を含む。)の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法によ

り、費用処理しております。

(5) 価格変動準備金の計上方法

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定による準備金であり、当中間連結会計期間末における価格変動準備金対象資産に対する年間所要額を期間按分した額を繰り入れております。

(6) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務、外貨建有価証券等の外貨建金融商品は、中間連結会計期間末日の直物為替相場により円換算しております。

提出会社が保有する外貨建その他有価証券の換算差額のうち、債券に係る換算差額については為替差損益として処理し、その他の外貨建その他有価証券に係る換算差額については全部純資産直入法により処理しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、貸付金をヘッジ対象とした金利スワップで特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を、外貨建定期預金をヘッジ対象とした為替予約で振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
金利スワップ	貸付金
為替予約	外貨建定期預金

③ ヘッジ方針

貸付金に対する金利変動リスク及び外貨建定期預金に対する為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較する比率分析により、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、特例処理を採用している金利スワップ及び振当処理を採用している為替予約については、有効性の評価を省略しております。

(8) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(9) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

提出会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税額等のうち、法人税法に定める繰延消費税額等は、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税額等以外は、発生した中間連結会計期間に費用処理しております。

② 責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については、次の方式により計算しております。

- ・標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)
- ・標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

(追加情報)

平成26年度より、保険業法施行規則第69条第5項の規定に基づき、一部の個人年金保険契約の年金支払いを開始した契約を対象に、責任準備金を追加して積み立てることとしております。なお、平成26年度以前に年金支払いを開始している契約については、3年間にわたり期間に応じた額を追加して積み立てることとしております。

これにより、当中間連結会計期間に積み立てた額は、6,715百万円であります。

(会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び
「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当中間連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本

剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。加えて、中間純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っております。

中間連結キャッシュ・フロー計算書においては、連結範囲の変動を伴わない子会社及び子法人等の株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フローについては、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の取得関連費用もしくは連結範囲の変動を伴わない子会社及び子法人等の株式の取得又は売却に関連して生じた費用に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取り扱いに従っており、当中間連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、この変更による当中間連結財務諸表への影響はありません。

(表示方法の変更)

従来、「その他負債」に含めていた「債券貸借取引受入担保金」は、金額的重要性が増したため、当中間連結会計期間より「その他負債」の内訳科目として表示し、「その他負債」のうち「債券貸借取引受入担保金」以外を「その他の負債」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「その他負債」に表示していた541,781百万円は、その内訳科目として「債券貸借取引受入担保金」316,712百万円、「その他の負債」225,069百万円を表示する組替えを行っております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 担保に供している資産の内容及びその金額並びに担保権によって担保されている債務の金額

担保に供している資産の内容及びその金額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
有価証券(国債)	100,741 百万円	91,128 百万円
有価証券(株式)	17,466 "	17,363 "
有価証券(外国証券)	34 "	35 "
合計	118,243 "	108,527 "

デリバティブ取引等の担保として差し入れております。

担保権によって担保されている債務の金額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
担保権によって担保されている 債務の金額	34 百万円	35 百万円

※2 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の中間連結貸借対照表価額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
有価証券(国債)	280,881 百万円	360,443 百万円
有価証券(外国証券)	161,924 "	92,721 "
合計	442,806 "	453,164 "

※3 責任準備金対応債券に係る中間連結貸借対照表価額及び時価並びにリスク管理方針の概要

(1) 責任準備金対応債券に係る中間連結貸借対照表価額及び時価

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
中間連結貸借対照表(連結貸借対照 表)価額	1,945,469 百万円	1,952,021 百万円
時価	2,230,667 "	2,230,888 "

(2) 責任準備金対応債券に関連するリスク管理方針の概要

資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために、保険商品の特性に応じて小区分を設定し、各小区分に割り当てられた保険契約群についての責任準備金のデュレーションと小区分に係る責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させる運用方針を採っております。なお、小区分は、次のとおり設定しております。

- ① 終身保険・年金保険(8-27年)小区分(終身保険(定期付終身保険を含む。)及び年金保険から発生する将来キャッシュ・フロー中の7年超27年以内の部分)
- ② 拠出型企業年金(27年以内)小区分(拠出型企業年金保険から発生する将来キャッシュ・フロー中の27年以内の部分)

また、各小区分において、保険契約群についての責任準備金のデュレーションと、小区分に係る責任準備金対応債券のデュレーションとが一定幅の中で対応していることを、定期的に検証しております。

※4 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
有価証券(株式)	865 百万円	914 百万円
有価証券(その他の証券)	124 "	610 "
合計	989 "	1,525 "

※5 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額及びその合計額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
破綻先債権額(*1)	—	—
(うち取立不能見込額の直接減額)	(—)	(—)
延滞債権額(*2)	168 百万円	160 百万円
(うち取立不能見込額の直接減額)	(△22 ")	(△22 ")
3カ月以上延滞債権額(*3)	—	—
貸付条件緩和債権額(*4)	56 "	44 "
合計	224 "	204 "

(*1) 破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

(*2) 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸付金以外の貸付金であります。

(*3) 3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸付金であります。

(*4) 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

※6 貸付金の融資未実行残高

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
貸付金の融資未実行残高	5,000 百万円	5,000 百万円

※7 資産の金額から直接控除している減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	195,308 百万円	196,599 百万円

8 特別勘定の資産及び負債の額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
特別勘定の資産の額(負債の額も同額)	551,638 百万円	427,059 百万円

※9 契約者配当準備金の異動状況

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
当連結会計年度期首残高	75,305 百万円	当連結会計年度期首残高 72,729 百万円
当連結会計年度契約者配当金支払額	19,698 "	当中間連結会計期間契約者配当金支払額 8,842 "
利息による増加等	52 "	利息による増加等 18 "
契約者配当準備金繰入額	17,069 "	契約者配当準備金繰入額 8,183 "
当連結会計年度末残高	72,729 "	当中間連結会計期間末残高 72,088 "

10 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する提出会社の今後の負担見積額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
生命保険契約者保護機構に対する提出会社の今後の負担見積額(*)	12,216 百万円	11,968 百万円

(*) 当該負担金は、拠出した中間連結会計期間(連結会計年度)の事業費として処理しております。

11 保険業法第91条の規定による組織変更剰余金額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
組織変更剰余金額	377 百万円	377 百万円

(中間連結損益計算書関係)

※1 事業費のうち、主な費目及び金額

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
営業職員経費	13,348 百万円	14,503 百万円
物件費	14,094 "	13,789 "
人件費	12,777 "	10,353 "
募集機関管理費	7,258 "	7,096 "

※2 固定資産等処分益の内訳

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
土地	90 百万円	6,146 百万円
その他	0 "	0 "
合計	91 "	6,147 "

※3 固定資産等処分損の内訳

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
建物	103 百万円	462 百万円
その他	22 "	168 "
合計	125 "	630 "

※4 前中間連結会計期間のその他特別損失は、早期退職優遇制度の実施に伴う退職加算金等支払額であります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	295,807,200	—	—	295,807,200
A種株式	1,084,000	—	—	1,084,000
B種株式	600,000	—	—	600,000
合計	297,491,200	—	—	297,491,200
自己株式				
普通株式	17,272,668	—	—	17,272,668
A種株式	172,121	—	—	172,121
合計	17,444,789	—	—	17,444,789

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	295,807,200	—	—	295,807,200
A種株式	1,084,000	—	—	1,084,000
B種株式	600,000	—	—	600,000
合計	297,491,200	—	—	297,491,200
自己株式				
普通株式	17,272,768	—	—	17,272,768
A種株式	172,121	—	—	172,121
合計	17,444,889	—	—	17,444,889

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日) (平成26年9月30日現在)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日) (平成27年9月30日現在)
現金及び預貯金	141,634 百万円	155,042 百万円
コールローン	241,000 "	373,000 "
現金及び現金同等物	382,634 "	528,042 "

(リース取引関係)

(借主側)

1 ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
1年内	818 百万円	820 百万円
1年超	1,070 "	794 "
合計	1,888 "	1,615 "

(貸主側)

1 ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
1年内	2,207 百万円	2,097 百万円
1年超	3,297 "	2,519 "
合計	5,505 "	4,617 "

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

主な金融資産及び金融負債の中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません。

前連結会計年度(平成27年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預貯金(譲渡性預金)			
① その他有価証券	45,000	45,000	—
(2) コールローン	290,000	290,000	—
(3) 買入金銭債権			
① 満期保有目的の債券	4,323	5,075	751
② その他有価証券	14,814	14,814	—
(4) 有価証券			
① 売買目的有価証券	537,448	537,448	—
② 満期保有目的の債券	6,075	6,545	469
③ 責任準備金対応債券	1,945,469	2,230,667	285,197
④ その他有価証券	2,594,099	2,594,099	—
(5) 貸付金(*1)			
保険約款貸付	70,988		
一般貸付	1,351,659		
貸倒引当金(*2)	△150		
未経過利息相当額(*3)	△2,227		
	1,420,269	1,486,766	66,497
資産計	6,857,499	7,210,416	352,916
(6) 債券貸借取引受入担保金	316,712	316,712	—
(7) 借入金(*4)	163,500	165,603	2,103
負債計	480,212	482,315	2,103
(8) デリバティブ取引(*5)			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	24,907	24,907	—
② ヘッジ会計が適用されているもの	0	82	81
デリバティブ取引計	24,908	24,990	81

(*1) 貸付金の時価には、未収利息相当額3,509百万円を含み、前受利息相当額5百万円は含んでおりません。

(*2) 貸付金に対応する個別貸倒引当金及び一般貸倒引当金を控除しております。

(*3) 信販会社等との提携消費者ローンの一部については、貸付金の元本に未経過利息相当額を含めて計上しているため、当該未経過利息相当額を控除しております。

(*4) 借入金の時価には、未払利息相当額798百万円を含んでおります。

(*5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で債務となる項目については()で表示しております。

当中間連結会計期間(平成27年9月30日)

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預貯金(譲渡性預金)			
① その他有価証券	45,000	45,000	—
(2) コールローン	373,000	373,000	—
(3) 買入金銭債権			
① 満期保有目的の債券	4,106	4,834	728
② その他有価証券	13,230	13,230	—
(4) 有価証券			
① 売買目的有価証券	414,007	414,007	—
② 満期保有目的の債券	5,739	6,166	427
③ 責任準備金対応債券	1,952,021	2,230,888	278,867
④ その他有価証券	2,625,309	2,625,309	—
(5) 貸付金(*1)			
保険約款貸付	67,100		
一般貸付	1,307,222		
貸倒引当金(*2)	△142		
未経過利息相当額(*3)	△2,121		
	1,372,058	1,435,787	63,728
資産計	6,804,472	7,148,224	343,752
(6) 債券貸借取引受入担保金	404,302	404,302	—
(7) 借入金(*4)	151,500	153,643	2,143
負債計	555,802	557,945	2,143
(8) デリバティブ取引(*5)			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	27,541	27,541	—
② ヘッジ会計が適用されているもの	1	50	49
デリバティブ取引計	27,543	27,592	49

(*1) 貸付金の時価には、未収利息相当額3,475百万円を含み、前受利息相当額4百万円は含んでおりません。

(*2) 貸付金に対応する個別貸倒引当金及び一般貸倒引当金を控除しております。

(*3) 信販会社等との提携消費者ローンの一部については、貸付金の元本に未経過利息相当額を含めて計上しているため、当該未経過利息相当額を控除しております。

(*4) 借入金の時価には、未払利息相当額811百万円を含んでおります。

(*5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で債務となる項目については()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預貯金(譲渡性預金)及び(2) コールローン

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、企業会計上有価証券として取り扱う信託受益権については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 有価証券

有価証券のうち、株式は、中間連結会計期間末日(連結会計年度末日)の取引所の価格によっております。ただし、「その他有価証券」の国内株式については、中間連結会計期間末(連結会計年度末)前1カ月の取引所の価格の平均によっております。債券は、取引所の価格、業界団体の公表価格、取引金融機関から提示された価格又は合理的に算定された価額によっております。また、投資信託は、取引所の価格、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記に記載のとおりであります。

(5) 貸付金

保険約款貸付は、貸付金額を解約返戻金の範囲内に限る等の特性により返済期限を設けていない貸付金であり、返済見込期間及び調達コストに連動して設定した金利条件等から、時価が帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額をもって時価としております。

一般貸付の時価は、主に将来キャッシュ・フローを、リスクフリーレートにリスクプレミアムを加味した利子率で割り引いて算定しております。なお、変動金利の住宅ローンについては、短期間で市場金利を反映しているため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていないものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額をもって時価としております。また、破綻先、実質破綻先又は破綻懸念先で直接減額又は個別貸倒引当金を計上している貸付金については、担保及び保証による回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結会計期間末(連結会計年度末)における中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)から貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、原則として、当該価額をもって時価としております。

(6) 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金の時価は、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 借入金

借入金は、貸付金に準じた方法によっております。

(8) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記に記載のとおりであります。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表計上額

区分	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
(1) 非上場株式等(店頭売買株式を除く)(*1)	125,240	125,708
(2) 組合出資金(*2)	330	610
合計	125,571	126,318

(*1) 非上場株式等(店頭売買株式を除く)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。

(*2) 組合出資金は、組合が保有する「その他有価証券」の評価差額について持分相当額を計上しておりますが、その他の主たる構成資産・負債は、非上場株式(店頭売買株式を除く)等であり、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象としておりません。

(*3) 前連結会計年度に78百万円、当中間連結会計期間に122百万円の減損処理を行っております。

(有価証券関係)

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成27年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの			
(1) 公社債	6,075	6,545	469
① 地方債	406	494	87
② 社債	5,668	6,050	381
小計	6,075	6,545	469
合計	6,075	6,545	469

(注) 1 上記満期保有目的の債券のほか、買入金銭債権(連結貸借対照表計上額4,323百万円、時価5,075百万円、差額751百万円)があります。

2 当連結会計年度において、時価が連結貸借対照表計上額を超えないものはありません。

当中間連結会計期間(平成27年9月30日)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えるもの			
(1) 公社債	5,739	6,166	427
① 地方債	406	493	87
② 社債	5,332	5,672	340
小計	5,739	6,166	427
合計	5,739	6,166	427

(注) 1 上記満期保有目的の債券のほか、買入金銭債権(中間連結貸借対照表計上額4,106百万円、時価4,834百万円、差額728百万円)があります。

2 当中間連結会計期間において、時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないものはありません。

2 責任準備金対応債券

前連結会計年度(平成27年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの			
(1) 公社債	1,930,356	2,215,603	285,246
① 国債	1,581,899	1,801,366	219,466
② 地方債	192,721	230,654	37,933
③ 社債	155,735	183,582	27,847
小計	1,930,356	2,215,603	285,246
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの			
(1) 公社債	15,113	15,063	△49
① 国債	7,045	7,018	△27
② 地方債	1,500	1,497	△3
③ 社債	6,566	6,548	△18
小計	15,113	15,063	△49
合計	1,945,469	2,230,667	285,197

当中間連結会計期間(平成27年9月30日)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えるもの			
(1) 公社債	1,952,021	2,230,888	278,867
① 国債	1,601,651	1,816,976	215,324
② 地方債	188,106	224,145	36,038
③ 社債	162,262	189,767	27,505
小計	1,952,021	2,230,888	278,867
合計	1,952,021	2,230,888	278,867

(注) 当中間連結会計期間において、時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないものはありません。

3 その他有価証券

前連結会計年度(平成27年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
(1) 公社債	1,038,513	976,250	62,262
① 国債	754,807	705,009	49,798
② 地方債	34,867	33,578	1,289
③ 社債	248,837	237,662	11,174
(2) 株式	361,240	174,759	186,480
(3) 外国証券	948,060	807,096	140,963
① 外国公社債	840,014	708,915	131,098
② 外国その他証券	108,045	98,181	9,864
(4) その他の証券	21,546	14,752	6,794
小計	2,369,360	1,972,858	396,501
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
(1) 公社債	24,668	24,715	△46
① 国債	10,887	10,897	△10
② 地方債	304	304	△0
③ 社債	13,477	13,513	△36
(2) 株式	27,044	31,966	△4,921
(3) 外国証券	173,024	176,604	△3,579
① 外国公社債	163,511	166,687	△3,175
② 外国その他証券	9,513	9,917	△404
小計	224,738	233,286	△8,548
合計	2,594,099	2,206,145	387,953

(注) 1 上記その他有価証券のほか、連結貸借対照表において現金及び預貯金として表示している譲渡性預金(連結貸借対照表計上額45,000百万円、取得原価45,000百万円、差額なし)及び買入金銭債権(連結貸借対照表計上額14,814百万円、取得原価13,631百万円、差額1,183百万円)があります。

2 当連結会計年度において、時価のあるものについて403百万円減損処理を行っております。

なお、時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄については、原則として減損処理を行い、30%以上50%未満下落した銘柄のうち、一定程度の信用状態に満たないと認められる銘柄については、時価が取得原価まで回復する可能性があるかと認められる場合を除き減損処理を行っております。

当中間連結会計期間(平成27年9月30日)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの			
(1) 公社債	1,015,563	953,594	61,968
① 国債	738,146	688,194	49,951
② 地方債	37,747	36,432	1,315
③ 社債	239,669	228,967	10,702
(2) 株式	335,143	172,513	162,630
(3) 外国証券	975,730	846,513	129,217
① 外国公社債	878,552	756,064	122,487
② 外国その他証券	97,178	90,448	6,729
(4) その他の証券	13,783	10,475	3,307
小計	2,340,220	1,983,096	357,124
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの			
(1) 公社債	36,842	37,068	△226
① 地方債	300	300	△0
② 社債	36,541	36,768	△226
(2) 株式	26,870	33,692	△6,821
(3) 外国証券	198,528	203,642	△5,114
① 外国公社債	157,467	161,689	△4,222
② 外国その他証券	41,060	41,953	△892
(4) その他の証券	22,847	25,204	△2,356
小計	285,088	299,608	△14,519
合計	2,625,309	2,282,705	342,604

(注) 上記その他有価証券のほか、中間連結貸借対照表において現金及び預貯金として表示している譲渡性預金(中間連結貸借対照表計上額45,000百万円、取得原価45,000百万円、差額なし)及び買入金銭債権(中間連結貸借対照表計上額13,230百万円、取得原価12,107百万円、差額1,122百万円)があります。

(金銭の信託関係)

1 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度(平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成27年9月30日)

該当事項はありません。

2 運用目的以外の金銭の信託

前連結会計年度(平成27年3月31日)

取得原価をもって連結貸借対照表に計上している預金と同様の性格を持つ合同運用の指定金銭信託が200百万円あります。

当中間連結会計期間(平成27年9月30日)

取得原価をもって中間連結貸借対照表に計上している預金と同様の性格を持つ合同運用の指定金銭信託が200百万円あります。

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(平成27年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約				
	売建	926,644	—	915,548	11,095
	アメリカドル	463,570	—	466,730	△3,160
	ユーロ	463,044	—	448,788	14,256
	その他の通貨	29	—	29	△0
	買建	17	—	17	△0
	アメリカドル	17	—	17	△0
合計		—	—	—	11,095

(注) 時価の算定方法
連結会計年度末の先物相場を使用しております。

当中間連結会計期間(平成27年9月30日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約				
	売建	956,660	—	944,250	12,409
	アメリカドル	505,502	—	496,542	8,960
	ユーロ	451,158	—	447,708	3,449
	買建	14	—	14	△0
	アメリカドル	14	—	14	△0
合計		—	—	—	12,409

(注) 時価の算定方法
中間連結会計期間末の先物相場を使用しております。

(2) 金利関連

前連結会計年度(平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成27年9月30日)

該当事項はありません。

(3) 株式関連

前連結会計年度(平成27年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物 売建	331	—	339	△7
市場取引 以外の取引	株価指数先渡 売建	19,170	—	19,359	△188
	株価指数オプション 売建	22,708	—	3,813	△3,813
	コール	(0)	—		
	買建	105,704	—	1,122	488
	コール	(634)	—		
	プット	105,906	35,901	16,698	△4,961
		(21,660)			
	合計	—	—	—	△8,482

(注) 1 ()内にはオプション料を記載しております。

2 時価の算定方法

市場取引については、取引を行った取引所の清算価格、市場取引以外の取引については、取引金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

当中間連結会計期間(平成27年9月30日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物 買建	186	—	183	△3
市場取引 以外の取引	株価指数先渡 売建	13,071	—	12,830	241
	個別株先渡 買建	601	—	598	△3
	株価指数オプション 売建	17,313	—	1,648	△1,648
	コール	(0)	—		
	買建	60,384	—	80	△642
	コール	(723)	—		
プット	73,642	28,618	16,465	376	
		(16,088)			
	合計	—	—	—	△1,680

(注) 1 ()内にはオプション料を記載しております。

2 時価の算定方法

市場取引については、取引を行った取引所の清算価格、市場取引以外の取引については、取引金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

(4) 債券関連

前連結会計年度(平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成27年9月30日)

該当事項はありません。

(5) その他

前連結会計年度(平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成27年9月30日)

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(平成27年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	ヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約の 振当処理	為替予約	外貨建定期預金	78,973	—	(注)
合計			—	—	—

(注) 為替予約の振当処理を行っている為替予約は、ヘッジ対象である外貨建定期預金と一体として処理しております。

当該外貨建定期預金の時価は、78,973百万円であります。

当中間連結会計期間(平成27年9月30日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	ヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約の 振当処理	為替予約	外貨建定期預金	77,961	—	(注)
合計			—	—	—

(注) 為替予約の振当処理を行っている為替予約は、ヘッジ対象である外貨建定期預金と一体として処理しております。

当該外貨建定期預金の時価は、77,961百万円であります。

(2) 金利関連

前連結会計年度(平成27年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	ヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ				
	固定金利受取/ 変動金利支払	貸付金	263	263	0
金利スワップの 特例処理	金利スワップ				
	固定金利受取/ 変動金利支払	貸付金	8,860	2,860	81
合計			—	—	82

(注) 時価の算定方法

取引金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

当中間連結会計期間(平成27年9月30日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	ヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ				
	固定金利受取/ 変動金利支払	貸付金	263	263	1
金利スワップの 特例処理	金利スワップ				
	固定金利受取/ 変動金利支払	貸付金	6,860	2,860	49
合計			—	—	50

(注) 時価の算定方法

取引金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

(3) 株式関連

前連結会計年度(平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成27年9月30日)

該当事項はありません。

(4) 債券関連

前連結会計年度(平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成27年9月30日)

該当事項はありません。

(5) その他

前連結会計年度(平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成27年9月30日)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

提出会社は、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等(遊休不動産を含む。土地を含む。)を所有しております。

これら賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額(百万円)(※1)			期末時価(百万円)(※3)
期首残高	期中増減額(※2)	期末残高	
174,913	△2,198	172,715	157,848

(※1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(※2) 期中増減額のうち、主な増加額は資産性工事によるもの(1,182百万円)であり、主な減少額は減価償却の実施によるもの(△2,744百万円)であります。

(※3) 期末時価は、主として外部鑑定評価機関が「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額(指標を用いて調整を行ったものを含む。)によっております。

当中間連結会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

賃貸等不動産の中間連結貸借対照表計上額及び中間連結会計期間末における時価に、前連結会計年度末に比して著しい変動が認められないため、賃貸等不動産の中間連結貸借対照表計上額及び当中間連結会計期間における主な変動並びに中間連結会計期間末における時価及び当該時価の算定方法の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社及び連結子会社は生命保険事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。
なお、投資事業は生命保険事業の一環として行っており、独立したセグメントではありません。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

生命保険以外に開示の対象とすべき製品及びサービスがないため、製品及びサービスごとの情報の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高(経常収益)が中間連結損益計算書の売上高(経常収益)の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

記載すべき事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

生命保険以外に開示の対象とすべき製品及びサービスがないため、製品及びサービスごとの情報の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高(経常収益)が中間連結損益計算書の売上高(経常収益)の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

記載すべき事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社及び連結子会社は生命保険事業の単一セグメントであるため、報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報の記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額及び算定上の基礎

項目	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
普通株式に係る1株当たり純資産額	866円46銭	834円88銭
A種株式に係る1株当たり純資産額	173,292円00銭	166,976円00銭
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(百万円)	459,359	444,806
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	60,000	60,000
(B種株式払込金額)	60,000	60,000
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る 中間連結会計期間末(連結会計年度末) の純資産額(百万円)	399,359	384,806
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間連結会計期間末(連結会計年度末)の 普通株式及び普通株式と同等の株式の数 (株)	460,910,232	460,910,232
(中間連結会計期間末(連結会計年度末) の普通株式の数)	278,534,432	278,534,432
(中間連結会計期間末(連結会計年度末) のA種株式の数×200)	182,375,800	182,375,800

(注) A種株式(1株当たりの払込金額100,000円)については、普通株式と同等の株式として取り扱うこととしており、A種株式の中間連結会計期間末(連結会計年度末)の株式数911,879株に調整後A種株式調整比率200を乗じた株式数を含め、中間連結会計期間末(連結会計年度末)の純資産の部の合計額からB種株式の払込金額を控除し1株当たり純資産額を算定しております。

A種株式及びB種株式の内容については、第4 [提出会社の状況] 1 [株式等の状況] (1) [株式の総数等]
② [発行済株式] に記載のとおりであります。

2 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

項目	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益	29円43銭	37円53銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益(百万円)	13,563	17,299
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益(百万円)	13,563	17,299
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数(株)(※1)	460,910,332	460,910,232
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益	22円71銭	28円96銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)(※2)	136,363,636	136,363,636
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	潜在株式の種類 A種株式 潜在株式の数 1,084,000株 (うち自己株式の数 172,121株)	潜在株式の種類 A種株式 潜在株式の数 1,084,000株 (うち自己株式の数 172,121株)

(※1) A種株式については普通株式と同等の株式として取り扱うこととしており、A種株式の期中平均株式数911,879株に調整後A種株式調整比率200を乗じた株式数を含めて算定しております。

(※2) 潜在株式であるB種株式の中間連結会計期間期首現在の株式数600,000株に当該株式の当初払込金額100,000円を乗じた額を、中間連結会計期間期首現在のB種株式調整価額440円で除して算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
資産の部		
現金及び預貯金	155,391	153,916
現金	10	10
預貯金	155,380	153,906
コールローン	290,000	373,000
買入金銭債権	19,138	17,336
金銭の信託	200	200
有価証券	※1, ※2, ※3, ※4 5,208,758	※1, ※2, ※3, ※4 5,123,325
国債	2,425,911	2,402,433
地方債	230,586	228,786
社債	452,482	463,269
株式	460,033	428,072
外国証券	1,289,216	1,336,940
その他の証券	350,528	263,822
貸付金	※5, ※6 1,422,647	※5, ※6 1,374,323
保険約款貸付	70,988	67,100
一般貸付	1,351,659	1,307,222
有形固定資産	248,827	244,825
土地	176,496	175,069
建物	70,013	67,696
建設仮勘定	2	34
その他の有形固定資産	2,315	2,025
無形固定資産	10,595	10,793
ソフトウェア	7,970	7,591
その他の無形固定資産	2,624	3,202
再保険貸	74	3
その他資産	78,567	82,182
未収金	11,543	15,351
前払費用	1,116	3,131
未収収益	24,414	24,324
預託金	4,231	4,336
先物取引差金勘定	11	7
金融派生商品	33,960	30,389
仮払金	2,490	3,852
その他の資産	799	790
貸倒引当金	△584	△573
資産の部合計	7,433,615	7,379,334

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
負債の部		
保険契約準備金	6,308,078	6,210,631
支払備金	※8 33,195	※8 34,502
責任準備金	※9 6,202,154	※9 6,104,040
契約者配当準備金	※10 72,729	※10 72,088
再保険借	258	579
その他負債	541,727	610,807
債券貸借取引受入担保金	316,712	404,302
借入金	※11 163,500	※11 151,500
未払法人税等	550	496
未払金	7,559	8,911
未払費用	※1 9,924	※1 9,755
前受収益	2,713	2,684
預り金	5,590	5,377
預り保証金	9,359	9,410
金融派生商品	9,051	2,846
金融商品等受入担保金	14,750	13,295
資産除去債務	777	781
仮受金	1,236	1,030
その他の負債	—	416
退職給付引当金	54,301	53,614
役員退職慰労引当金	769	735
特別法上の準備金	14,045	15,132
価格変動準備金	14,045	15,132
繰延税金負債	51,631	40,594
負債の部合計	6,970,812	6,932,095
純資産の部		
資本金	167,280	167,280
資本剰余金	55,943	55,943
資本準備金	47,342	47,342
その他資本剰余金	8,601	8,601
利益剰余金	31,515	48,871
その他利益剰余金	31,515	48,871
繰越利益剰余金	31,515	48,871
自己株式	△8,601	△8,601
株主資本合計	246,138	263,493
その他有価証券評価差額金	216,665	183,743
繰延ヘッジ損益	0	1
評価・換算差額等合計	216,665	183,744
純資産の部合計	462,803	447,238
負債及び純資産の部合計	7,433,615	7,379,334

②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月 30日)		当中間会計期間 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月 30日)	
経常収益		393,706		453,682
保険料等収入		271,082		259,256
保険料		270,874		258,548
再保険収入		207		707
資産運用収益		107,538		84,742
利息及び配当金等収入		59,181		59,611
預貯金利息		80		81
有価証券利息・配当金		40,719		42,267
貸付金利息		13,013		11,812
不動産賃貸料		4,899		4,906
その他利息配当金		468		543
金銭の信託運用益		0		0
有価証券売却益	※1	13,206	※1	20,198
為替差益		9,755		4,425
貸倒引当金戻入額		74		8
その他運用収益		443		499
特別勘定資産運用益		24,876		—
その他経常収益		15,085		109,682
年金特約取扱受入金		136		289
保険金据置受入金		8,617		8,486
支払備金戻入額	※5	2,097		—
責任準備金戻入額		—	※6	98,114
退職給付引当金戻入額		2,187		686
その他の経常収益		2,047		2,106
経常費用		365,851		427,466
保険金等支払金		269,963		335,141
保険金		98,003		100,832
年金		41,386		45,430
給付金		59,241		104,684
解約返戻金		68,346		71,044
その他返戻金		2,477		12,516
再保険料		508		632
責任準備金等繰入額		960		1,326
支払備金繰入額		—	※5	1,307
責任準備金繰入額	※6	926		—
契約者配当金積立利息繰入額		33		18
資産運用費用		31,307		28,645
支払利息		3,127		3,150
有価証券売却損	※2	463	※2	129
有価証券評価損	※3	15	※3	122
金融派生商品費用	※4	24,803	※4	11,630
賃貸用不動産等減価償却費	※7	1,430	※7	1,559
その他運用費用		1,467		1,222
特別勘定資産運用損		—		10,829

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月 30日)
事業費	48,663	47,055
その他経常費用	14,956	15,298
保険金据置支払金	8,421	7,916
税金	3,144	3,338
減価償却費	※7 2,087	※7 2,570
その他の経常費用	1,301	1,473
経常利益	27,854	26,215
特別利益	91	6,147
固定資産等処分益	※8 91	※8 6,147
特別損失	6,541	2,184
固定資産等処分損	125	630
減損損失	367	466
価格変動準備金繰入額	963	1,086
その他特別損失	※9 5,085	—
契約者配当準備金繰入額	7,809	8,183
税引前中間純利益	13,595	21,995
法人税及び住民税	696	2,420
法人税等調整額	△646	2,219
法人税等合計	49	4,639
中間純利益	13,545	17,355

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	167,280	47,342	8,601	55,943	—	21,759	21,759	△8,601	236,382
会計方針の変更 による累積的影響額						△241	△241		△241
会計方針の変更を 反映した当期首残高	167,280	47,342	8,601	55,943	—	21,518	21,518	△8,601	236,140
当中間期変動額									
中間純利益						13,545	13,545		13,545
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)									
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	13,545	13,545	—	13,545
当中間期末残高	167,280	47,342	8,601	55,943	—	35,063	35,063	△8,601	249,686

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	113,217	3	113,220	349,602
会計方針の変更 による累積的影響額				△241
会計方針の変更を 反映した当期首残高	113,217	3	113,220	349,361
当中間期変動額				
中間純利益				13,545
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	39,395	△3	39,391	39,391
当中間期変動額合計	39,395	△3	39,391	52,937
当中間期末残高	152,612	△0	152,612	402,298

当中間会計期間(自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	167,280	47,342	8,601	55,943	—	31,515	31,515	△8,601	246,138
当中間期変動額									
中間純利益						17,355	17,355		17,355
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)									
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	17,355	17,355	—	17,355
当中間期末残高	167,280	47,342	8,601	55,943	—	48,871	48,871	△8,601	263,493

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	216,665	0	216,665	462,803
当中間期変動額				
中間純利益				17,355
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	△32,921	0	△32,920	△32,920
当中間期変動額合計	△32,921	0	△32,920	△15,565
当中間期末残高	183,743	1	183,744	447,238

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券(現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む。)の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券

…時価法(売却原価は移動平均法により算定)

(2) 満期保有目的の債券

…移動平均法による償却原価法(定額法)

(3) 責任準備金対応債券(「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券をいう。)

…移動平均法による償却原価法(定額法)

(4) 子会社株式及び関連会社株式

…移動平均法による原価法

(5) その他有価証券

① 時価のあるもの

…中間会計期間末日の市場価格等(国内株式については中間会計期間末前1カ月の市場価格の平均)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)

② 時価を把握することが極めて困難と認められるもの

・取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められる債券

…移動平均法による償却原価法(定額法)

・上記以外の有価証券

…移動平均法による原価法

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産の減価償却は、建物(構築物を除く。)については定額法により、構築物及びその他の有形固定資産については定率法により行っております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 … 15年～50年

その他の有形固定資産 … 3年～15年

ただし、その他の有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産の減価償却は、定額法により行っております。なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により行っております。

4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務、外貨建有価証券等の外貨建金融商品は、中間会計期間末日の直物為替相場により円換算しております。

外貨建その他有価証券の換算差額のうち、債券に係る換算差額については為替差損益として処理し、その他の外貨建その他有価証券に係る換算差額については全部純資産直入法により処理しております。

5 責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については、次の方式により計算しております。

(1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)

(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
(追加情報)

平成26年度より、保険業法施行規則第69条第5項の規定に基づき、一部の個人年金保険契約の年金支払いを開始した契約を対象に、責任準備金を追加して積み立てることとしております。なお、平成26年度以前に年金支払いを開始している契約については、3年間にわたり期間に応じた額を追加して積み立てることとしております。

これにより、当中間会計期間に積み立てた額は、6,715百万円であります。

6 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という。)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現状、経営破綻の状況にはないものの、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する債権(担保・保証付債権を含む。)については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
債権額からの直接減額	22 百万円	22 百万円

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員(執行役員を含む。)の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により、費用処理しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金(年金)の支払いに備えるため、内規に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

7 価格変動準備金の計上方法

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定による準備金であり、当中間会計期間末における価格変動準備金対象資産に対する年間所要額を期間按分した額を繰り入れております。

8 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、貸付金をヘッジ対象とした金利スワップで特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を、外貨建定期預金をヘッジ対象とした為替予約で振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
金利スワップ	貸付金
為替予約	外貨建定期預金

(3) ヘッジ方針

貸付金に対する金利変動リスク及び外貨建定期預金に対する為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較する比率分析により、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、特例処理を採用している金利スワップ及び振当処理を採用している為替予約については、有効性の評価を省略しております。

9 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税額等のうち、法人税法に定める繰延消費税額等は、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税額等以外は、発生した中間会計期間に費用処理しております。

(中間貸借対照表関係)

※1 担保に供している資産の内容及びその金額並びに担保権によって担保されている債務の金額

担保に供している資産の内容及びその金額

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
有価証券(国債)	100,741 百万円	91,128 百万円
有価証券(株式)	17,466 "	17,363 "
有価証券(外国証券)	34 "	35 "
合計	118,243 "	108,527 "

デリバティブ取引等の担保として差し入れております。

担保権によって担保されている債務の金額

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
担保権によって担保されている 債務の金額	34 百万円	35 百万円

※2 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の中間貸借対照表価額

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
有価証券(国債)	280,881 百万円	360,443 百万円
有価証券(外国証券)	161,924 "	92,721 "
合計	442,806 "	453,164 "

※3 責任準備金対応債券に係る中間貸借対照表価額及び時価並びにリスク管理方針の概要

(1) 責任準備金対応債券に係る中間貸借対照表価額及び時価

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
中間貸借対照表(貸借対照表)価額	1,945,469 百万円	1,952,021 百万円
時価	2,230,667 "	2,230,888 "

(2) 責任準備金対応債券に関連するリスク管理方針の概要

資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために、保険商品の特性に応じて小区分を設定し、各小区分に割り当てられた保険契約群についての責任準備金のデュレーションと小区分に係る責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させる運用方針を採っております。なお、小区分は、次のとおり設定しております。

- ① 終身保険・年金保険(8-27年)小区分(終身保険(定期付終身保険を含む。)及び年金保険から発生する将来キャッシュ・フロー中の7年超27年以内の部分)
- ② 拋出型企業年金(27年以内)小区分(拋出型企業年金保険から発生する将来キャッシュ・フロー中の27年以内の部分)

また、各小区分において、保険契約群についての責任準備金のデュレーションと、小区分に係る責任準備金対応債券のデュレーションとが一定幅の中で対応していることを、定期的に検証しております。

※4 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
有価証券(株式)	703 百万円	703 百万円
有価証券(その他の証券)	724 "	1,116 "
合計	1,427 "	1,819 "

※5 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額及びその合計額

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
破綻先債権額(*1)	—	—
(うち取立不能見込額の直接減額)	(—)	(—)
延滞債権額(*2)	168 百万円	160 百万円
(うち取立不能見込額の直接減額)	(△22 ")	(△22 ")
3カ月以上延滞債権額(*3)	—	—
貸付条件緩和債権額(*4)	56 "	44 "
合計	224 "	204 "

(*1) 破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

(*2) 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸付金以外の貸付金であります。

(*3) 3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸付金であります。

(*4) 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

※6 貸付金の融資未実行残高

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
貸付金の融資未実行残高	5,000 百万円	5,000 百万円

7 特別勘定の資産及び負債の額

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
特別勘定の資産の額(負債の額も同額)	551,638 百万円	427,059 百万円

※8 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
出再支払備金	40 百万円	280 百万円

※9 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
出再責任準備金	555 百万円	565 百万円

※10 契約者配当準備金の異動状況

	前事業年度 (平成27年3月31日)		当中間会計期間 (平成27年9月30日)
当事業年度期首残高	75,305 百万円	当事業年度期首残高	72,729 百万円
当事業年度 契約者配当金支払額	19,698 "	当中間会計期間 契約者配当金支払額	8,842 "
利息による増加等	52 "	利息による増加等	18 "
契約者配当準備金繰入額	17,069 "	契約者配当準備金繰入額	8,183 "
当事業年度末残高	72,729 "	当中間会計期間末残高	72,088 "

※11 借入金のうち、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金の額

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
劣後特約付借入金	163,500 百万円	151,500 百万円

12 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する今後の負担見積額

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
生命保険契約者保護機構に対する 今後の負担見積額(*)	12,216 百万円	11,968 百万円

(*) 当該負担金は、拠出した中間会計期間(事業年度)の事業費として処理しております。

13 保険業法第91条の規定による組織変更剰余金額

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
組織変更剰余金額	377 百万円	377 百万円

(中間損益計算書関係)

※1 有価証券売却益の内訳

	前中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
国債等債券	6,509 百万円	9,463 百万円
株式等	1,970 "	2,952 "
外国証券	4,725 "	7,783 "

※2 有価証券売却損の内訳

	前中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
国債等債券	5 百万円	11 百万円
株式等	4 "	0 "
外国証券	452 "	117 "

※3 有価証券評価損の内訳

	前中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
株式等	15 百万円	122 百万円

※4 金融派生商品費用に含まれている評価損益の内訳

	前中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
評価益	—	8,111 百万円
評価損	19,376 百万円	—

※5 支払備金戻入額又は支払備金繰入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再支払備金繰入額

	前中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
支払備金戻入額の計算上 足し上げられた 出再支払備金繰入額	9 百万円	—
支払備金繰入額の計算上 差し引かれた 出再支払備金繰入額	—	240 百万円

※6 責任準備金戻入額又は責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額又は出再責任準備金繰入額

	前中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
責任準備金繰入額の計算上 足し上げられた 出再責任準備金戻入額	77 百万円	—
責任準備金戻入額の計算上 足し上げられた 出再責任準備金繰入額	—	10 百万円

※7 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
有形固定資産	2,358 百万円	2,744 百万円
無形固定資産	1,157 "	1,380 "
合計	3,515 "	4,125 "

※8 固定資産等処分益の内訳

	前中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
土地	90 百万円	6,146 百万円
その他	0 "	0 "
合計	91 "	6,147 "

※9 前中間会計期間のその他特別損失は、早期退職優遇制度の実施に伴う退職加算金等支払額であります。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
(1) 子会社株式(*1)(*2)	1,052	1,444
(2) 関連会社株式(*2)	375	375
合計	1,427	1,819

(*1) 子会社である組合出資金を含んでおります。

(*2) 株式については、市場価格がなく、組合出資金については、組合が保有する「其他有価証券」の評価差額について持分相当額を計上しておりますが、その主たる構成資産・負債は、非上場株式(店頭売買株式を除く)等であり、いずれも時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第68期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

平成27年6月26日に関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年12月7日

三井生命保険株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮崎 茂 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 順二 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三井生命保険株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、三井生命保険株式会社及び連結子会社の平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が中間連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
- 2 XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年12月7日

三井生命保険株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮崎 茂 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 順二 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三井生命保険株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第69期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井生命保険株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が中間財務諸表に添付する形で別途保管しております。
- 2 XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年12月9日
【会社名】	三井生命保険株式会社
【英訳名】	MITSUI LIFE INSURANCE COMPANY LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 有末 真哉
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目1番1号
【縦覧に供する場所】	金融商品取引法の規定による備置場所はありません。

1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長有末真哉は、当社の第69期中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。